

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年1月1日
(第10期) 至 平成24年12月31日

カルナバイオサイエンス株式会社

第10期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

カルナバイオサイエンス株式会社

目 次

	頁
第10期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	14
5 【従業員の状況】	14
第2 【事業の状況】	15
1 【業績等の概要】	15
2 【生産、受注及び販売の状況】	16
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	26
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	71
3 【配当政策】	72
4 【株価の推移】	72
5 【役員の状況】	73
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
第5 【経理の状況】	87
1 【連結財務諸表等】	88
2 【財務諸表等】	121
第6 【提出会社の株式事務の概要】	139
第7 【提出会社の参考情報】	140
1 【提出会社の親会社等の情報】	140
2 【その他の参考情報】	140
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	141
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年3月27日

【事業年度】 第10期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	499,570	687,013	571,800	592,549	510,829
経常損失 (△) (千円)	△346,614	△349,791	△370,026	△340,225	△442,656
当期純損失 (△) (千円)	△503,039	△315,397	△397,107	△361,651	△449,994
包括利益 (千円)	—	—	—	△346,282	△428,632
純資産額 (千円)	1,789,195	1,801,264	1,365,466	1,019,184	880,792
総資産額 (千円)	2,070,801	2,043,910	1,656,196	1,317,608	1,116,893
1株当たり純資産額 (円)	33,587.30	30,680.71	23,257.82	17,359.64	12,098.79
1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	△9,814.39	△5,873.72	△6,763.89	△6,159.97	△7,328.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	86.4	88.1	82.4	77.4	78.9
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△267,673	△419,603	△309,950	△350,453	△425,183
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△313,874	83,864	△45,254	△7,167	△37,908
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	813,102	392,824	38,858	16,496	241,305
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,432,132	1,490,716	1,173,176	831,634	611,993
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	46 〔3〕	48 〔2〕	48 〔—〕	51 〔4〕	52 〔2〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	(千円)	483,245	633,776	531,970	538,840	464,170
経常損失(△)	(千円)	△333,790	△355,688	△352,483	△332,075	△415,058
当期純損失(△)	(千円)	△490,215	△321,294	△379,565	△353,501	△479,393
資本金	(千円)	1,964,570	2,125,632	2,125,632	2,125,632	2,270,759
発行済株式総数	(株)	53,270	58,710	58,710	58,710	72,800
純資産額	(千円)	1,807,202	1,812,970	1,397,549	1,060,645	888,049
総資産額	(千円)	2,089,358	2,053,957	1,687,285	1,357,518	1,121,084
1株当たり純資産額	(円)	33,925.33	30,880.10	23,804.28	18,065.84	12,198.48
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損失金額(△)	(円)	△9,564.20	△5,983.55	△6,465.09	△6,021.14	△7,807.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	86.5	88.3	82.8	78.1	79.2
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	45 〔3〕	46 〔2〕	46 〔—〕	47 〔4〕	50 〔2〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 【沿革】

(1) 当社設立の経緯

平成11年4月にオランダの製薬企業 Organon N.V.（以下、「N.V.オルガノン」）は、鐘紡株式会社より新薬事業の営業譲渡を受け、この中の研究部門が母体となり、同社の日本法人である日本オルガノン株式会社（以下、「日本オルガノン」）内に医薬研究所が開設されました。当該研究所は、平成13年よりキナーゼ(*)に特化して、新規キナーゼ探索、遺伝子クローニング(*)、キナーゼの発現、キナーゼアッセイ系構築を行ってまいりました。ところがその後、N.V.オルガノンは、主力製品の特許切れにより業績に陰りが見えたため、全世界的なリストラを開始し、その結果、平成14年11月には日本オルガノンの医薬研究所の存続が不透明となりました。そこで、当時の日本オルガノンの医薬研究所の幹部である当社創業メンバーは、医薬品のターゲットとしてキナーゼが高い注目を集めていることから、キナーゼ関連の創薬及び創薬支援事業には大きなビジネスチャンスがあると判断し、日本オルガノンから分離・独立してバイオベンチャーを設立することを日本オルガノン及びN.V.オルガノンに打診、話し合いの結果、平成15年4月にカルナバイオサイエンス株式会社を設立しました。

(2) 当社社名の由来

当社の社名である「カルナ (Carna)」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を働かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス (Bioscience)」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ (Carna) =人間の健康を守る女神」でありたいと考えています。

年月	概要
平成15年 4月	日本オルガノン株式会社をスピンオフし、兵庫県神戸市にキナーゼ(*)に特化した創薬支援事業及び創薬事業の展開を目的として、カルナバイオサイエンス株式会社（資本金100万円）を設立
平成15年 10月	神戸国際ビジネスセンター (KIBC) にて業務を開始
平成16年 8月	神戸バイオメディカル創造センター (BMA) に研究室を新規開設し、低分子化合物の初期評価を行うための動物実験を開始
平成19年 10月	創薬研究(*)の更なる加速を目的として、神戸健康産業開発センター (HI-DEC) に化学実験施設を新規開設
平成20年 3月	ジャスダック証券取引所NEOに株式を上場
平成20年 4月	CarnaBio USA, Inc. をアメリカ合衆国マサチューセッツ州に設立（現 連結子会社）
平成20年 12月	神戸バイオメディカル創造センターに本社及び研究所（以下、「本社」、「BMAラボ」という。）を移転集約
平成22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、大阪証券取引所（NEO市場）に株式を上場
平成22年 10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

3 【事業の内容】

(1) 事業の背景

①キナーゼについて

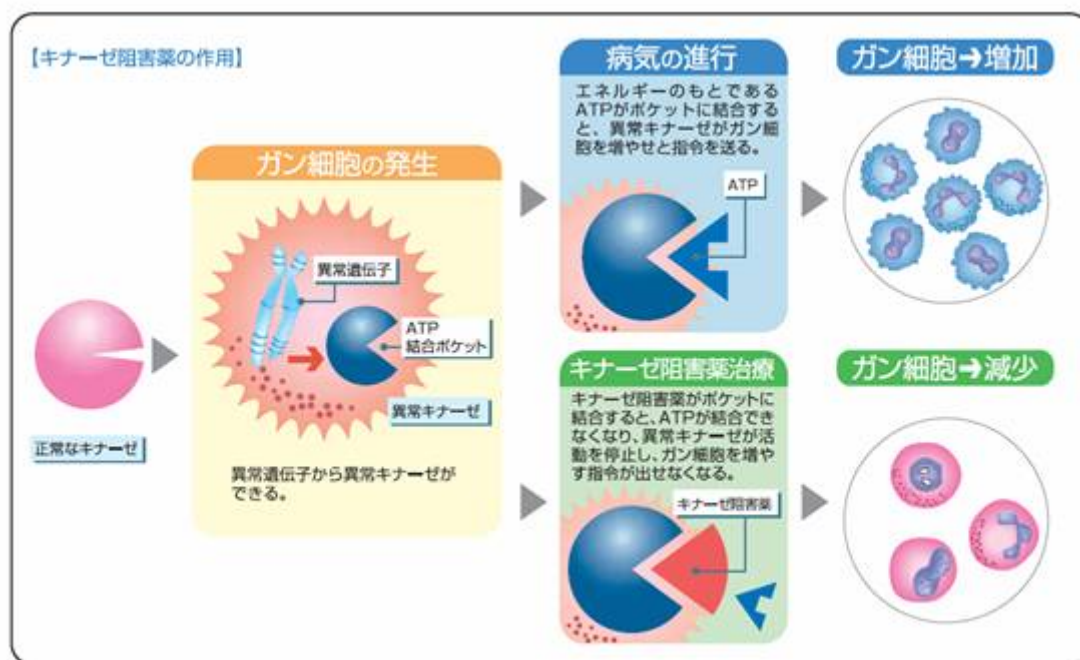
人がガン疾患、リウマチなどの免疫炎症疾患、アルツハイマー病などの神経変性疾患になると、体内では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼに焦点をあてて研究開発を行っております。

②キナーゼ阻害薬の活躍

ガン、炎症、リウマチなどの異常な細胞の増殖を伴う疾患では、それら細胞のなかに存在する特定のキナーゼ(*)がそれら細胞の異常な増殖や分裂を引き起こしていることについて明らかになっていました。しかしながら、キナーゼは細胞の生命機能において大変重要な働きを担っているため、キナーゼを阻害する薬は副作用が強いのではないかと懸念されていました。

その流れを変えたのが、平成13年に米国で販売が開始されたBCR-ABLチロシンキナーゼを阻害する慢性骨髄性白血病治療薬のGlivec® (一般名：Imatinib mesylate、製造販売元：Novartis AG)の成功です。この成功により、特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効な分子標的治療薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、Tarceva® (一般名：Erlotinib、製造販売元：OSI Pharmaceutical Inc.・Genentech, Inc.、EGFRチロシンキナーゼ阻害薬)、Nexavar® (一般名：Sorafenib tosylate、製造販売元：Bayer AG・Onyx Pharmaceuticals, Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬)、SUTENT® (一般名：Sunitinib malate、製造販売元：Pfizer Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬)及びSPRYCEL® (一般名：Dasatinib、製造販売元：Bristol-Myers Squibb, Co.、BCR-ABL及びSRCファミリーチロシンキナーゼのデュアル阻害薬)と、次々に大型のキナーゼ阻害薬(*)が誕生し、多くの患者に届けられています。最近では、自治医科大学の間野博行教授が発見したALK融合遺伝子を標的としたXALKORI® (一般名：Crizotinib、製造販売元：Pfizer Inc.)が米国FDA (U.S. Food and Drug Administration)の迅速承認により上市(*)され、診断薬との共用による高い治療成績を上げています。

これらの分子標的薬(*)は特定の疾患において特異的に発現している特定分子を限定的に阻害するため、効果的かつ副作用が少ないという特徴をもっており、加えて診断薬による投薬前の事前検査が、より高い安全性と治療効果をもたらしています。現在、多数のキナーゼ阻害薬(*)が世界中の製薬企業やバイオベンチャーで研究開発され、臨床試験段階に入っております。



(注) 図中のATP(*)については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾の用語解説をご参照願います。

③低分子経口薬（分子標的薬）の社会的価値

細胞内にあるキナーゼ(*)という酵素をターゲットとするキナーゼ阻害薬(*)は、従来の治療薬と比較して治療効果が高く、副作用が少ないと考えられていることから、代表的な分子標的薬(*)として、世界各国の大手製薬企業や研究機関等で研究開発が進められています。現在、世の中に上市(*)され、医薬品として認可され販売されている分子標的薬には、大きく分けて2種類あります。その一つが、注射により患者に投与される抗体医薬（高分子）であり、もう一つが、当社も創薬研究(*)を行っている経口の低分子阻害剤（飲み薬）であります。近年、バイオ医薬品として抗体医薬が注目を集めつつありますが、主に細胞で培養し製造されるため複雑な製造工程を有しており、比較的薬価が高いものが多く、医療経済を圧迫する一因ともなっています。また注射剤であることから、患者は投与を受けるために通院を要し、肉体的な負担が比較的大きい薬といえます。他方、当社が創薬研究している経口薬である低分子のキナーゼ阻害薬は、医師による処方により患者自身が任意の場所で飲み薬として服用できることから身体的負担が少ないだけでなく、化学合成により比較的安価に製造されるため薬価を低く抑えることができ、医療経済に優しいものであることから、開発途上国などを含む世界中の患者に広く提供可能な薬といえます。

(2) 事業内容

当社グループは、当社（カルナバイオサイエンス株式会社）及び連結子会社（CarnaBio USA, Inc.）により構成されており、「創薬支援事業」及び「創薬事業」という2つの事業を、主たる事業として手掛けております。

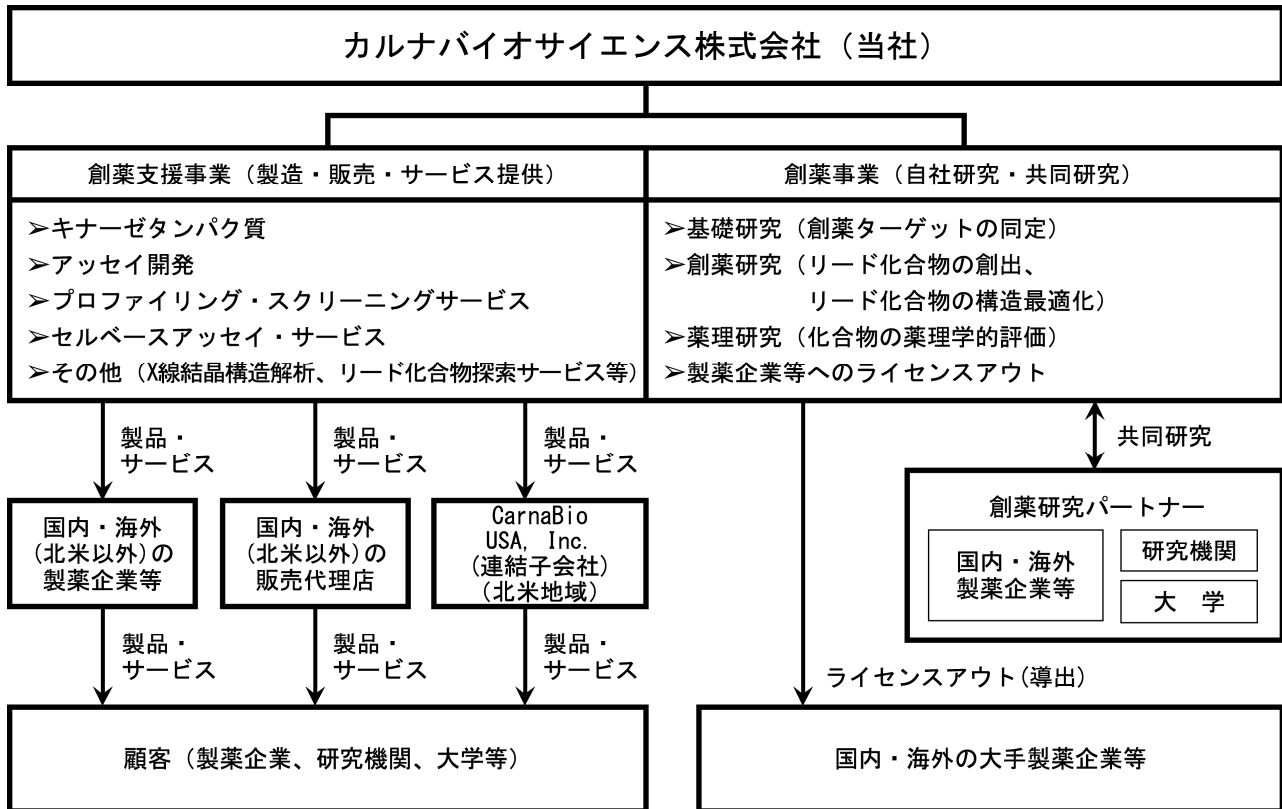
当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。

区分	事業内容	主要な会社
創薬支援事業	創薬支援事業は、製薬企業や大学等の研究機関で実施される創薬研究(*)を支援するための製品・サービスを提供することによって収入を獲得する事業です。具体的には、製品としてキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究において用いられるキナーゼタンパク質(*), キナーゼ(*)のアッセイ(*)キットを販売しております。さらに、受託サービスとして製薬企業等が研究開発した医薬品候補化合物のキナーゼに係るプロファイリング(*)及びスクリーニング(*)等の実施やキナーゼに係るアッセイ開発等を行っております。	当社、CarnaBio USA, Inc.
創薬事業	主に、当社の創薬研究(*)の成果物である知的財産を活用した、ライセンスの導出に係る一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入、並びに共同研究等に係る収入等を獲得する事業です。自社単独及び他社・他機関と共同でキナーゼ阻害薬(*)の基礎研究及び創薬研究を行っております。	当社

(注) セグメントは事業の区分と同一であります。

製薬企業が新薬を研究開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として厚生労働省や米国FDA等に承認申請を行い、承認を得るまでの過程を「創薬」といいます。当社グループは、この「創薬」の中でも、特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、「創薬支援事業」及び「創薬事業」を展開していることが特徴です。

当社グループの事業内容の系統図は以下の通りです。



①創薬支援事業

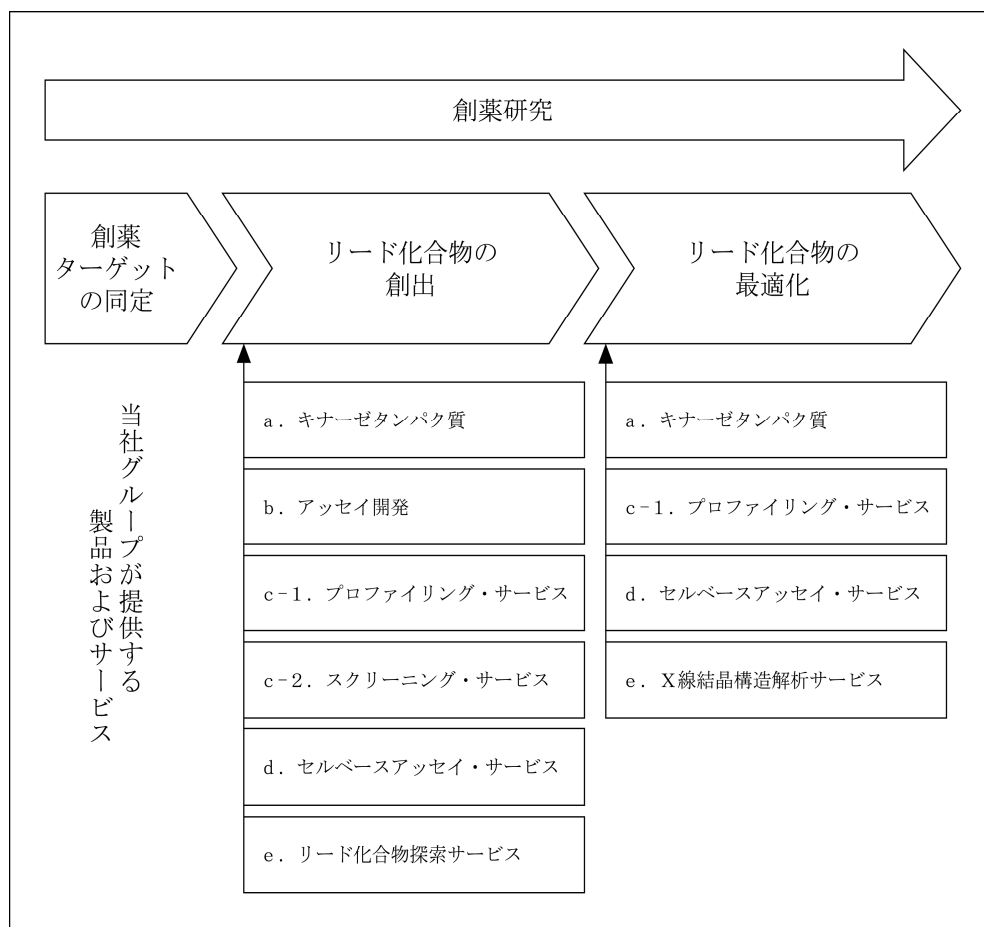
当社グループは製薬企業や研究機関に対して、キナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)プロセスにおいて基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」を提供し、創薬活動を支援する事業を展開しております。特に、創薬研究プロセスの初期から前臨床試験までの研究段階(新薬候補となる新規化合物の創製及び絞り込み)に焦点を当て、キナーゼ阻害薬の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮などの効率化に寄与する製品及びサービスを提供することにより、新薬の創製に貢献しています。

キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、1) 創薬ターゲットの同定、2) スクリーニング(*)及びリード化合物(*)の創出、3) リード化合物の最適化(*)といった段階を経て、前臨床試験及びその後の臨床試験へと進みますが、当社グループの創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下の製品及びサービスを提供しております。

- a. キナーゼタンパク質(*)
- b. アッセイ(*)開発
- c. プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス
- d. セルベースアッセイ(*)サービス
- e. その他 (X線結晶構造解析(*)サービス、リード化合物(*)探索サービス等)

製薬企業が創薬競争に勝つためには、他社に先駆けて新薬を開発する必要があります。製薬企業が創薬のスピードアップを図るには積極的に外部のリソースを活用することが重要であるといわれており、アッセイ(*)系構築、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)、X線結晶構造解析(*)並びにセルベースアッセイ(*)等をアウトソースする製薬企業等の需要は拡大基調にあると予想しております。

＜創薬研究プロセス及び当社グループ創薬支援事業の事業領域＞



a. キナーゼタンパク質

当社グループは、平成24年12月末時点で342種類410製品のキナーゼタンパク質(*) (活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼ及び非活性ミュータントキナーゼを除く) を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*)用グレード及び結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質を取り揃えており、少量(5µg)から大量(mgレベル)まで幅広く供給できる体制を整えています。さらに、表面プラズモン共鳴(SPR)(*)やバイオレイヤー干渉法(BLI)(*)といった物質間の相互作用を評価する系(解析機器)で利用可能なビオチン化キナーゼタンパク質についても58種類を販売しております。

平成24年12月末現在、78種124製品のチロシンキナーゼ(うち44製品は活性ミュータントキナーゼ等)、260種類282製品のセリン/スレオニンキナーゼ(うち7製品は活性ミュータントキナーゼ)及び4種類のリピッド(脂質)キナーゼ、並びに8種類の非活性キナーゼ及び7種類の非活性ミュータントキナーゼについて、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社グループは、顧客ニーズに合致した高品質のキナーゼタンパク質(*)を製造・販売することを方針としております。

b. アッセイ開発

当社グループは、遺伝子クローニング(*)の技術、活性のある／ないキナーゼ(*)を発現し抽出する技術、基質(*)探索及びアッセイ(*)系構築に関する各種ノウハウを保有しています。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単にヒトの遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取得することは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼを取得するには、組み換え(リコンビナント)タンパク質(*)の構造、発現細胞の選択及びその培養方法、キナーゼの高純度精製技術などのノウハウが必要です。キナーゼの活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質ライブラリーを用い、個々のキナーゼに対応する基質を探索したデータが蓄積されています。

これらにより平成24年12月末時点で322種類のキナーゼ(*)のアッセイキットの開発に成功し、当社で製造したキナーゼタンパク質(*)、それに適合した基質(*)、アッセイバッファー(希釈液)及びプロトコル(手順書)を一式にしたキナーゼ活性測定キットとして販売をおこなっております。その他のキナーゼについても顧客より要望があれば、カスタムでアッセイ(*)系の構築を行うサービスを提供しています。

c-1. プロファイリングサービス

リード化合物(*)の最適化の段階では、副作用の少ない新薬を創製するために、毒性試験等を実施し、標的とする特定のキナーゼ(*)のみを選択的に阻害する化合物(*)を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼに対し網羅的かつ迅速に阻害活性があるかどうかを測定する方法として、プロファイリング(*)が最適な方法と考えられます。

当社グループは518種類あるといわれているキナーゼタンパク質(*)の多くを保有しており、平成24年12月末時点で313種類のキナーゼ(*)についてプロファイリング(*)が可能です。そのうち166種類のキナーゼについては、より生体内に近いATP(*)濃度である1mMでのプロファイリングが可能です。これにより、顧客である製薬企業等は特定のキナーゼのみを阻害する選択性の高い化合物(*)を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼの種類を選ぶ手間を省くため、当社グループはQuickScout®パネル(MAPキナーゼ(*)カスケードのキナーゼ31種類をあらかじめ選択したプロファイリングパネル等4種類のプロファイリングパネル)を用意しています。顧客から化合物(*)をお預かりし、キナーゼに対する阻害率の測定、50%阻害濃度(IC50値)の測定を行い、結果を報告するサービス等を展開しております。当社グループのサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリングが可能となり、顧客にとって副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能です。

当社グループは、プロファイリング(*)及び後述のスクリーニング(*)を行うためにCaliper Life Sciences, Inc.(米国、以下、「キャリパーライフサイエンス社」)のアッセイ(*)機器(LabChip™3000)を使用しております。

c-2. スクリーニングサービス

スクリーニング(*)とは、顧客から化合物(*)を預かり、当社が構築したアッセイ(*)系を用いて、特定のキナーゼ(*)に対して、阻害活性があるかどうかなど特定の性質を有するかを一度に大量に評価し、結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物の中からヒット化合物(*)を探索する過程で用いられる大規模アッセイ(ハイスループットスクリーニング(HTS)*)を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*)なアッセイ系構築のノウハウが必要です。

当社グループは、上記c-1.に記載の通り、平成24年12月末時点で、313種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に成功しており、これらアッセイ系を用いて顧客から預かった化合物(*)のキナーゼに対するスクリーニング(*)結果を報告するスクリーニングサービスを提供しております。また、当社のアッセイ系は環境への負荷を考慮して、ホモジニアス(*)で且つ放射性同位体(*)を使わないアッセイ系を複数のプラットフォーム(*) (Mobility shift assay法*)、TR-FRET法*)、IMAP™法*)等)で構築し、スクリーニングを実施しております。

d. セルベースアッセイサービス

従来のプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、バイオテクノロジー技術を駆使して、細胞内から抽出したキナーゼ(*)という酵素の活性(リン酸化(*))を、キナーゼ阻害剤(*)がどのくらい阻害するかを確認するためのものでありますが、セルベースアッセイ(*)サービスは、細胞レベルでのアッセイ(*)であり、細胞内に存在するキナーゼが、キナーゼ阻害剤によりどれくらい阻害するかを確認する評価系であります。より実際の生体内の環境に近いレベルで薬剤の効果を確認することができます。

当社グループは、平成22年9月にAdvanced Cellular Dynamics (米国、ACD社)と販売代理店契約を締結し、同社が開発した61種類のセルベースチロシンキナーゼアッセイパネルを用いたプロファイリング(*)サービス受託及びセルライン販売の代理店業務を開始しました。さらに、平成24年7月には、独立行政法人国立がん研究センターより技術移管を受けた、抗リン酸化タンパク質抗体を用いて細胞内のキナーゼ(*)を含むタンパク質のリン酸化(*)を包括的、系統的に解析することができるプロテオーム解析技術であるRPPAサービス(*)の提供を開始しました。加えて、同月Cell Assay Innovations (米国、CAI社)と販売代理店契約を締結し、同社が開発した抗リン酸化抗体を用いて細胞内の特異的なリン酸化(*)の状態を確認することができるセルベースアッセイ(*)サービスの提供を開始しました。また、平成24年11月には、Netherlands Translational Research Center B.V. (オランダ、NTRC社)と販売代理店契約を締結し、同社が開発したガン細胞パネルを用いた薬剤評価サービスの提供を開始しました。

これら新たな技術に基づいたセルベースアッセイ(*)サービスは、当社グループのオンリーワン技術であり、今後キナーゼ阻害剤(*)の研究が深化するに連れて、より安価に、より迅速に、細胞レベルにおいてリン酸化(*)シグナルの状態を解析したいという要望が増しており、これら顧客ニーズに対応するサービス群として、今後の売上拡大が見込まれます。

e. その他

当社グループは平成21年6月にCRELUX GmbH (ドイツ、クレラックス社)と販売代理店契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*)サービスや結晶化グレードタンパク質の販売、NTRC社が行うプロファイリング(*)等の試験データをもとに化合物(*)の選択性をより正確に順位づけする解析サービス(EntropySelect™)等について、当社グループを通じ顧客に提供しております。

②創薬事業

当社の創薬事業は、キナーゼ阻害剤(*)に係る創薬研究(*)を行うと同時に、創薬研究(*)における研究成果を製薬企業等へライセンスアウトし収益を獲得するというビジネスモデルに基づいて事業を行っております。米国の創薬型バイオベンチャーが多く採用しているこのタイプのビジネスモデルは、創薬全体の研究開発コストを1社において負担するリスクを回避するとともに、創薬研究の初期ステージにおいて、画期的な新薬候補化合物を製薬企業等へライセンスアウトすることで、創薬研究のオープンイノベーションを先導するものであります。

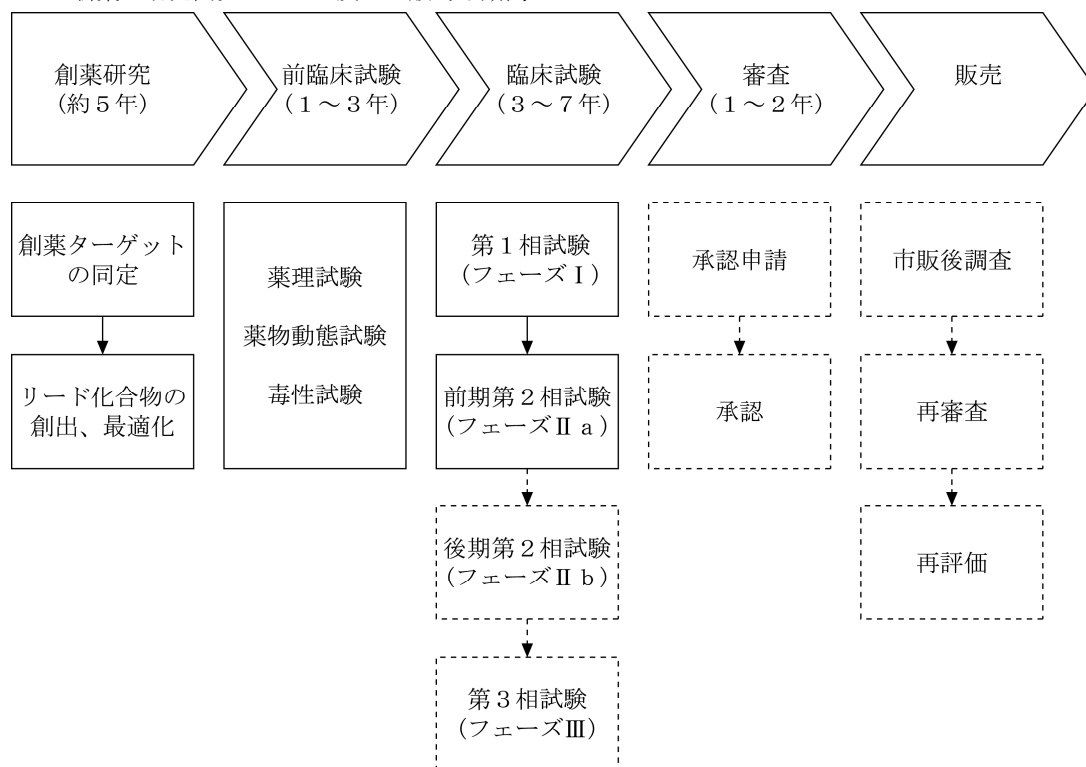
a. キナーゼ阻害薬研究

当社は、創薬事業において、キナーゼ阻害剤(*)の創製研究(*)を行っております。研究テーマは、特にアンメット・メディカル・ニーズと呼ばれる、いまだ画期的な治療方法が確立していない疾患を中心に研究テーマを選定しており、ガン、免疫炎症疾患、神経変性疾患などの適応疾患のキナーゼ阻害剤の研究をしています。研究体制は、自社単独で行う研究プロジェクトを実施するとともに、国内外の製薬企業、大学及び公的研究機関とキナーゼ阻害剤(*)の共同研究を行っております。当社グループは、創薬事業において、初期のステージ、いわば臨床試験の前期第2相（フェーズⅡa）までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、コスト負担の大きい後期第2相（フェーズⅡb）以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業等へ導出（ライセンスアウト）するビジネスモデルを基本としています。当社グループは、自社及び共同研究で手掛けた新薬候補化合物の知的財産権を製薬企業等に導出することによって、ライセンス契約締結時における契約一時金、前臨床試験や臨床試験等の各ステージに入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、並びに新薬の上市(*)後にその売上高等に対する一定の割合をロイヤリティ収入として受け取る収益モデルを想定しております。

なお、当社グループの創薬事業における進捗としましては、これまでの研究開発活動によって、1テーマについて前臨床試験段階にあり、その他の複数のテーマについてもリード化合物(*)の最適化段階にあります。

b. 新薬の研究開発プロセスについて

<新薬の研究開発プロセス及び一般的な期間>



※ 当社グループの創薬事業は、上表の実線部分までのステージを手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究

創薬研究(*)の初期段階では、疾患に関連すると想定される遺伝子やタンパク質を標的(ターゲット)として研究を実施し、薬剤を用いて疾患を改善、緩和することが可能かどうかを探求する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうることが確認されると、そのターゲットに対するハイスループットスクリーニング(HTS)(*)を実施し、一定の基準を満たしたヒット化合物(*)の抽出を行います。そのヒット化合物の中から医薬品になる可能性のあるリード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物は、試験管内でのターゲットに対する薬効や疾患モデル動物の治療効果を評価する薬理試験や毒性試験を通して、化合物構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。そして、前臨床試験段階に進めるべき化合物を特定します。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、医薬品候補化合物を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は、薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に大別されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、医薬品候補化合物がヒトに投与される臨床試験に進められるか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討・評価されます。

第1相試験(フェーズⅠ)は、原則として同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズⅡa)及び後期(フェーズⅡb)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの何れかの段階までの研究開発を行い、製薬企業等へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズⅢ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

③同一の創薬基盤技術で顧客の創薬研究の支援と自社の創薬研究を行うことについて

当社グループの創薬支援事業は、当社の創薬事業における創薬研究(*)により見出されたキナーゼ阻害剤(*)の創製に係るさまざまな技術、知見、ノウハウの集大成である「創薬基盤技術」を駆使して事業を行っています。この「創薬基盤技術」は、世界最大クラスのキナーゼコレクション、4万種類のキナーゼフォーカス化合物ライブラリー、高品質な各種アッセイ(*)プラットフォーム及びキナーゼプロファイリングパネル等、さまざまなキナーゼ(*)に係る創薬技術を含んでおり、長年の創薬研究において培われた当社の重要な財産であります。

この「創薬基盤技術」を当社の創薬研究(*)だけではなく、世界の製薬企業や研究機関に対して提供することで、画期的な新薬をひとつでもより早く世に送り届ける一翼を担いたいとの認識から、創薬事業と同時に創薬支援事業を推進しています。同時に、創薬支援事業で獲得した資金を創薬事業に融通することにより、創薬研究のスピード化を図っています。

しかしながら、一つの会社の中に自社の知的財産を創造する機能と、他社の知的財産の創造を支援する機能が共存していることは、顧客に対して顧客情報の秘匿性の確保についての懸念を与えかねません。

当社グループはプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの委託契約において、顧客からの委託を受けて行ったプロファイリング・スクリーニングの結果を用いた顧客の研究成果について、全て顧客に帰属する旨の契約を締結すると共に、顧客のデータを暗号化する等、社内において全ての顧客情報の秘匿性に万全を期しており、情報セキュリティ及び管理体制の向上にも常に取り組んでおります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) CarnaBio USA, Inc.	米国 マサチューセッツ州	1,100千米ドル	創薬支援事業	100%	当社の製品・サービスの販売 役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. CarnaBio USA, Inc. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	120,872千円
	② 経常損失	25,936千円
	③ 当期純損失	25,936千円
	④ 純資産額	40,288千円
	⑤ 総資産額	82,102千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
創薬支援事業	21
創薬事業	23
全社（共通）	8
合計	52

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、経営管理本部等の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50	40.3	5.8	6,234

セグメントの名称	従業員数（名）
創薬支援事業	19
創薬事業	23
全社（共通）	8
合計	50

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、カルナバイオサイエンス労働組合が結成されております。なお、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、欧州の財政危機問題は落ち着きを示し、米国の住宅市場や雇用情勢は緩やかな回復基調にあるものの、いまだ本格的な回復とはいえない中、中国の経済成長の鈍化が鮮明となる等、先行き不透明な状況で推移しました。わが国における経済状況は、円高の為替相場、デフレ基調の経済状況等により先行き不透明な状況が続いてまいりましたが、年度末には円安基調へ転換し、景気回復の兆しが見え始めました。

当社グループが属する製薬業界においては、ブロックバスターと呼ばれる大型医薬品の特許切れに伴うジェネリック医薬品への代替が進むなか、わが国においても診療報酬改定等により着実にジェネリック医薬品の使用が促進しております。このような中、大手製薬企業において、新たな新薬候補パイプラインの獲得競争が一段と激しさを増しており、ガンのみならず、免疫炎症疾患等を対象とした画期的な新薬の研究開発が活発化しております。

このような状況下、当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)の創製に係る創薬基盤技術の強化を図るなかで、創薬支援事業において新製品、サービスの開発ならびに学術支援の強化に取り組み、売上の拡大を目指すとともに、創薬事業においてキナーゼ阻害剤(*)に係る創製研究、導出交渉等に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は510,829千円（前連結会計年度比13.8%減）となりました。地域別の売上では、国内売上高は307,889千円（前連結会計年度比1.0%減）、海外売上高は202,939千円（前連結会計年度比27.9%減）となりました。損益面につきましては、事業の効率化による経費節減等に取り組んだ結果、営業損失457,842千円（前連結会計年度は393,239千円の損失）、経常損失442,656千円（前連結会計年度は340,225千円の損失）、当期純損失449,994千円（前連結会計年度は361,651千円の損失）となりました。

セグメントの状況は次の通りです。

①創薬支援事業

キナーゼタンパク質(*)の販売、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス及びセルベースアッセイ(*)サービスの提供等により、創薬支援事業の売上高は、510,829千円（前連結会計年度比10.0%減）、営業利益は46,841千円（前連結会計年度比34.8%減）となりました。

売上高の内訳は、国内売上が307,889千円（前連結会計年度比7.7%増）、北米地域は120,872千円（前連結会計年度比21.7%減）、欧州地域は66,907千円（前連結会計年度比6.9%減）、その他地域が15,159千円（前連結会計年度比72.6%減）であります。なお、その他地域の大幅な減少は、前連結会計年度に計上したバルクタンパク質の特需がなくなったことによるものであります。

②創薬事業

創薬事業の売上高は計上なし（前連結会計年度は25,200千円）、営業損失は504,684千円（前連結会計年度は465,108千円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により425,183千円減少し、投資活動により37,908千円減少し、財務活動により241,305千円増加した結果、前連結会計年度末に比べ219,641千円減少し611,993千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は425,183千円（前年は350,453千円の減少）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失447,964千円、売上債権の増加10,901千円、たな卸資産の増加9,305千円及び減価償却費38,930千円の計上等の差し引きによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は37,908千円（前年は7,167千円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出34,217千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は241,305千円（前年は16,496千円の増加）となりました。これは主に株式の発行による収入283,521千円及び長期借入金の返済による支出69,216千円によるものであります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	791,381	125.9

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 創薬事業については、生産を行っていないため記載しておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	43,187	—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 創薬事業については、商品仕入を行っていないため記載しておりません。
4. 商品仕入実績は、金額の重要性が増したことにより、当期より記載しております。そのため、前年同期比の記載を省略しております。

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
創薬支援事業	657,128	119.0	156,356	1,554.7
創薬事業	—	—	—	—
合計	657,128	113.8	156,356	1,554.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	510,829	90.0
創薬事業	—	—
合計	510,829	86.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
小野薬品工業株式会社	—	—	54,913	10.7
大鵬薬品工業株式会社	—	—	51,226	10.0

(注) 前連結会計年度における小野薬品工業株式会社及び大鵬薬品工業株式会社の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 会社としての課題

業績の黒字化について

当社グループは創業以来着実に売上を計上してまいりましたが、経常損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創薬支援事業の売上をさらに伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物を製薬企業等に導出することで当該事業の業績改善を図り、併せて研究の効率化や諸経費の抑制に取り組むことで、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

(2) 事業別課題

①研究開発・創薬

(創薬支援事業)

当社グループは、キナーゼタンパク質(*)の品揃えが平成24年12月末日現在で342種類(活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼ及び非活性ミュータントキナーゼを除く)となり、世界で最も多くの種類のキナーゼタンパク質を提供しております。今後、国内外での拡販や顧客層のさらなる拡大を図るためには、顧客ニーズに基づいた製品・サービス

メニューの拡充が課題であると認識しております。このため、当社グループは、顧客ニーズに対応した製品・サービスメニューとして、ビオチン化タンパク質(*)やセルベースアッセイ(*)等の拡充に重点をおいて研究開発を進めてまいります。また、当社グループがこれまで蓄積してきたキナーゼタンパク質の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法(アッセイ(*)条件)などの技術的ノウハウを活用して、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ってまいります。

(創薬事業)

前臨床及び臨床試験へのステージアップや大手製薬企業等への導出には、化合物(*)の薬理的な裏付けや特徴づけが重要となります。具体的には、First-in-classの薬剤はどのような薬効を有しているか、またBest-in-classの薬剤は既存の薬剤よりどのような面で優れているか等、各化合物の特徴づけを行っていくことが重要です。当社グループの創薬研究(*)のテーマにおいて、前臨床試験段階にある化合物をはじめ、その他すでにキナーゼ阻害剤(*)として高活性な化合物が見出されていることから、動物モデル試験などの高次評価が課題と認識しています。このため、さらなる薬理基盤技術の強化を図りながら、化合物の多面的な評価を進め、前臨床並びに臨床試験へのステージアップだけでなく、早期に大手製薬企業等への導出を達成し、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ってまいります。

②事業開発

キナーゼ阻害剤(*)の創薬に係る多様な技術を保有する当社グループは、新たな製品・サービスメニューの拡充、創薬研究(*)の加速及び創製したキナーゼ阻害剤(*)の候補化合物の導出に継続して取り組んでまいります。そのために、社外のようなネットワークを駆使し、他の企業、大学や公的研究機関などとの提携や既存提携先との関係強化をさらに推進してまいります。

③製品・サービスの開発・製造・提供体制

多様な顧客の需要に対応し、さらに品質を向上させるため、品質管理体制の強化並びに生産性の向上に努めてまいります。

④販売体制

創薬支援事業において国内の販売では高いシェアを占めているものの、世界最大の市場である米国及び欧州市場でのシェアはまだ低く、その拡大が課題であると認識しております。当社及び米国子会社による欧米の既存顧客との関係強化並びに新規顧客の開拓が重要であるという認識から、顧客の潜在的な需要を創出する提案型営業を推進するとともに、顧客サポートの充実を目的とした学術営業サポート体制の強化に取り組んでまいります。また、販売網の整備を図るとともに、当社ブランド、製品及びサービス等の認知度を向上させるべく積極的なPR活動を展開してまいります。特に、セルベースアッセイ(*)サービスを中心とした新規製品・サービスの積極的な提案を通じて、顧客への訴求を図ってまいります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

(1) 当社グループの事業に関するリスクについて

①創薬支援事業

a. キナーゼ阻害薬に係る製品・サービスに特化するリスク

当社グループの創薬支援事業は、主としてキナーゼタンパク質(*)に関する製品、サービスを提供しているため、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を進める製薬企業等の減少により、当社グループの事業方針の変更を余儀なくされる可能性、又は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの予想どおり製薬企業等によるキナーゼ阻害薬の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 競合リスク

競合他社がキナーゼタンパク質(*)の提供種類を増やすことにより、当社グループのみが販売している製品の数が減少又は無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。

競合他社が画期的な技術で先行した場合、当社グループの優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性があります。創薬に関する研究開発のスピードが年々速まっており、当社グループは積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c. パートナーに影響されるリスク

当社グループのアライアンス先とのシナジー効果を創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社グループの製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリパーライフサイエンス社の経営方針の変更等により、当社グループがプロファイリング(*)・サービスを行うに当たって使用する同社が製造する測定機器(LabChip™3000)の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社グループは製薬企業の研究部門を主要な顧客としております。製薬企業の創薬研究(*)は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起り得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社グループに対しての発注が行われない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。特に欧米の製薬企業は、日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業において大きな変化が生じる可能性があり、その場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

e. 海外での事業展開に関するリスク

当社グループは、海外での事業展開において、北米では米国の子会社による販売を行っておりますが、その他の地域においては直販ではなく主に代理店契約に基づく販売体制を構築しております。しかしながら、海外での代理店による販売体制が機能しない場合は、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

f. 提携先の製品・サービスに依存するリスク

当社グループは、提携先である独クレラックス社、米ACD社、米CAI社及び蘭NTRC社の製品・サービスを代理店として特定地域に提供しておりますが、提携先の事情及び当社グループと関係の変化等により取り扱うことができなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②創薬事業

a. キナーゼ阻害薬の候補化合物の導出に関するリスク

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を導出する場合（例えば前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）での導出を計画していたが、前臨床段階や第1相臨床試験（フェーズⅠ）での導出を行った場合等）は、契約締結時に受領する契約一時金の金額が比較的小さくなることが考えられます。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めた上で契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社グループの想定どおりに契約が締結できない場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 創薬事業の導出スケジュール等に関するリスク

製薬企業等に対するキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の導出交渉において、交渉相手先企業等における経営方針、研究開発方針の変更等により導出スケジュールが遅れる可能性があります。また、当社グループで研究開発を行ったキナーゼ阻害薬候補化合物に対する交渉相手先企業等による評価が想定を下回る場合は、導出スケジュール及び導出交渉の成否に影響を与える可能性があります。

c. 創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク

当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上による収入を計上しながら、支出の先行する創薬事業を同時に推進しておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、余剰資金と事業継続の点から、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

①研究開発の進捗リスク及び大学、公的研究機関、企業等との共同研究リスク

当社グループの創薬支援事業及び創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、並びに、当社グループが大学、公的研究機関、クリスタルゲノミクス社等の企業等と実施している共同研究において、共同研究先の研究の進捗が想定通りに進捗しない場合、又は共同研究契約が何らかの事情により中断もしくは終了した場合は、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②大学及び公的研究機関との顧問契約リスク

当社グループは、大学の研究者（教授等）との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、教授等と当社グループの研究顧問の兼業を行っていることから、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社グループは、教授等との研究顧問契約を継続していく考えであります。法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。

（3）クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

当社グループは共同研究先であるクリスタルゲノミクス社の株式を保有しています。そのため、同社が経営破綻した場合、又は同社株式の評価額が大きく下落した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、同社への出資は外貨（ウォン）で行われているため、ウォンが円に対して大きく変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）社内体制について

①小規模であることの人材リスク

限られた人材により業務執行を行っていますが、取締役及び従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、当該者の退職等により当社グループの業務に影響を及ぼす可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合は、計画している事業拡大に支障をきたす可能性があります。

②事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社グループが事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要であります。人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

（5）経営成績

①社歴が浅いことについて

当社グループは平成15年4月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績及び財政状態だけでは、今後の当社グループの業績を判断する材料として十分な期間とはいえない可能性があります。当社グループは、創薬支援事業及び創薬事業の研究開発活動を行ってきたこと等から、第1期（平成15年12月期）から第10期（平成24年12月期）まで当期純損失を計上しております。

②特定の仕入先への依存について

当社グループが継続的に取引をしている主要な仕入先として八洲薬品株式会社が挙げられ、その依存度が高い状態が続いております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。自然災害や不測の事態、又は同社の経営方針が変更となった場合等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③海外売上高と為替相場の変動について

当社グループの平成24年12月期における総売上高に対する海外売上高の割合は39.7%と高くなっており、当社グループは、国内だけではなく北米及び欧州等の製薬企業等を顧客とするグローバルな販売活動を展開しており、これに伴い、米ドルやユーロ等の外貨で売上が計上された場合は、大幅な為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

①創薬事業における知財リスク

当社グループが創製した化合物(*)について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社グループの想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合は、当社グループの事業方針及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②創薬支援事業における知財リスク

当社グループの保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合は、当社グループが保有する技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

③特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社グループが販売したキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)用キット等の製品、もしくは、当社グループが提供したプロファイリング(*)・サービス等の中に、第三者が特許を保有するキナーゼ(*)等があった場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止や当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

(7) 業界（バイオテクノロジー）

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社グループが保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の研究開発費用と時間を要すること等により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(8) 法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（遺伝子組換え生物等規制法）が施行されています。当社グループのキナーゼタンパク質(*)は遺伝子組み換え（リコンビナント）タンパク質(*)であり、当社グループの施設の一部は当該法律が適用されています。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) その他のリスク

①資金調達について

当社グループは、創薬研究(*)を積極的に推し進めているため、研究開発資金としての資金調達が課題であります。このため、株式上場以降においても公募増資等により資金調達を行ってまいりました。今後も研究開発投資を中心とする事業基盤強化のための資金調達について、事業計画上での必要性を始め、その最適な方法やタイミング等を適宜検討してまいりますが、必要性があるにもかかわらず円滑に実施できない場合には、当社グループの事業の進捗が計画通りに進まない可能性があります。

②新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を確保するため、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与する可能性があります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成24年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,510株であり、発行済株式総数72,800株の3.45%に相当いたします。

③ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

平成24年12月末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」）が所有している株式数は9,088株存在し、発行済株式総数に占める比率は12.5%であります。一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社グループの株式の一部又は全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

④事業所の一極集中について

当社グループは、本社機能及び研究開発機能を神戸市のポートアイランドの神戸バイオメディカルセンター（BMA）内に構えております。BMAは平成7年の阪神淡路大震災の教訓をもとに平成16年に建設された十分な耐震性、防火体制、自家発電機能を備えたビルディングで、24時間の警備体制が取られています。当社グループのビジネスの鍵になるキナーゼ(*)遺伝子すべてについては、それらが失われることがないよう、BMA内の異なる部屋で二重に保管されており、ビジネスに必要な機器及び装置等については、損害保険がかけられています。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能及び研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合は、当社グループの研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑤当社グループの設備に関わる長時間の停電等による業務遅滞及び製品への影響について

当社グループが創薬支援事業の営業・物流拠点及び研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質(*)の製造及び保管並びに化合物(*)の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合は、キナーゼタンパク質の製造等の遅れにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質を保管している冷凍庫が停止し、これに伴うキナーゼタンパク質の失活等により製品として出荷できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物の評価設備(測定機器、分注機器等)の稼働を止めることから、顧客への製品の納入、サービスの提供の遅延を招く恐れがあり、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑥当社グループの技術の情報漏洩について

当社グループが保有するキナーゼタンパク質(*)の製造技術やアッセイ(*)開発に関する技術等は、何らかの理由により人材の流出が起こった場合、技術情報等が流出する可能性があります。また、製品開発や製造に影響を及ぼす可能性があります。また、人材の流出により社外へノウハウが流出した場合は、当社グループの製品等の模倣製品が出現する可能性も考えられます。これらのことにより、当社グループの技術的な優位性が維持できなくなった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦営業機密の漏洩について

当社グループが行う創薬支援事業におけるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、顧客である製薬企業等から化合物(*)の情報を預かる立場にあります。従って、当社グループは、当社グループのすべての従業員との間において顧客情報を含む機密情報に係る秘密保持契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社グループの信用低下を招き、当社グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧創薬研究と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社グループのプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供を望む顧客(製薬企業等)が当該サービスに係る契約を締結する際、当社グループが自ら創薬研究(*)を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があります。その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、又は事業別に分社せざるを得ない等の影響を受ける可能性が考えられます。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項(重要事象等)

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。この事象は、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項」に該当します。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 共同研究開発に関する契約

契約書名	Collaborative Research Agreement (共同研究契約)
契約書相手方名	クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成16年6月1日
契約期間	平成16年6月1日から2年間。 その後は、契約終了日の3ヶ月前の文書による更新拒絶が無ければ1年毎の更新。
主な契約内容	① 当社とクリスタルゲノミクス社は相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物を開発する。 ② 当社は、キナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを、クリスタルゲノミクス社は、キナーゼタンパク質(*)の三次元構造分析及び新規リード化合物の創製にかかわる技術・ノウハウを提供する。 ③ 両社は、当共同研究により得られた利益を折半する。 ④ 両社は、契約期間中、第三者との間において、本契約が定めるターゲットについて、同様の共同研究を行わない。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

6 【研究開発活動】

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、下記の通り研究開発活動を続けてまいりました。

当社グループは、今後とも創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、積極的に研究開発活動を展開し、キナーゼ阻害剤(*)研究に使用されるキナーゼタンパク質(*)製品及び受託試験サービスの品揃えの充実に取り組むとともに、創薬研究(*)においては、自社単独だけでなく、独立行政法人国立がん研究センター等の外部機関との共同研究にも注力し、キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の早期の導出を実現してまいります。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は376,892千円であります。

<当社グループの研究開発体制について>

当社グループの研究開発活動は、創薬研究部並びに研究開発部及び生産技術部が中心となって行っております。平成24年12月末現在、創薬研究部には15名、研究開発部、製造部及び受託試験部には21名が在籍しており、そのうち10名が博士号を取得しております。また、ドラッグデザイン、有機合成、基質(*)探索、遺伝子クローニング(*)、細胞培養、タンパク精製、薬理、バイオインフォマティクス(*)及びゲノムインフォマティクス等の専門家を有し、先端技術の蓄積を行っており、今後の事業の拡大に伴う研究開発要員の増加及び研究施設・設備への投資を計画しております。

<キナーゼ阻害薬を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」について>

Novartis AGのGlivec®を始めとするキナーゼ阻害薬(*)の成功例により、製薬企業はキナーゼ阻害薬(*)の研究開発を活発に進めており、このキナーゼ阻害薬の研究活動には、高純度・高品質並びに網羅的な製品・サービスを揃える当社グループの創薬支援事業に対するニーズが高いものと考えております。当社グループのキナーゼ阻害薬を創製するための技術(創薬基盤技術)を基盤として、競合他社との更なる差別化を図るべく、積極的な研究開発活動により、顧客要望に応じた製品・サービスの品揃えを拡充してまいります。

当連結会計年度末において、提供可能なキナーゼタンパク質(*)の種類は342種類となり、また、製品数は410種類となり、当社グループは世界で最も多種類のキナーゼタンパク質を製品化し販売しております。また、アッセイ(*)可能なキナーゼ(*)の種類は313種類となり、創薬支援及び創薬に必要なキナーゼアッセイはほぼ実施可能となりました。なお、当連結会計年度においては、表面プラズモン共鳴 (SPR) (*)やバイオレイヤー干渉法 (BLI) (*)といった物質間の相互作用を評価する系(解析機器)で利用可能なバイオチン化キナーゼタンパク質の製品数は58種類となりました。今後もキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)に有用な最新の技術開発を行い、自社研究及び他社との共同研究を通じて、顧客ニーズに応じた創薬基盤技術の強化を図ってまいります。

また、当社グループは自社並びに他社と共同でキナーゼ阻害薬(*)を創製しておりますが、早期のキナーゼ阻害剤(*)の導出並びに創薬事業の収益化を目指しており、このために、優秀な研究者の確保・育成や社内での技術的ノウハウの蓄積並びに最先端の技術への早期対応を図るための積極的な研究開発活動を進め、「創薬基盤技術」の強化に努めてまいります。なお、創薬基盤技術の強化は、当社グループの創薬に係る技術全体の底上げを図る目的で行われることから、セグメント別研究開発費では創薬事業に含めて表示しております。

<創薬研究について>

当社グループの創薬研究(*)は、キナーゼ阻害薬(*)に特化して当社グループの強力なキナーゼ(*)創薬基盤技術を最大限に活用し、さらにガンを重点領域と定め、細胞、動物試験等の高次評価系を共通化することで効率的な創薬研究を行っております。重点領域であるガン領域の創薬プログラムは、自社研究に加えて国立がん研究センター及びSBIバイオテック株式会社と共同研究を行っております。またガン以外の領域でも株式会社キノファーマ等と共同研究を実施しており、これらの共同研究の積極的な活用によって重点領域以外の創薬プログラムの研究の効率化や成功確率の向上を図っております。さらに当社グループが有する創薬基盤技術を活用して積極的にハイスループットスクリーニング (HTS) (*)を実施してリード化合物(*)を創出し、早期導出用プログラムの強化を進めてまいります。

なお、当社グループと共同研究パートナーであるクリスタルゲノミクス社とは、提携関係を深めるべく資本提携を行っております。当社は、平成16年12月にクリスタルゲノミクス社の株式を取得し、平成24年12月末現在、同社株式を187,590株保有しております。一方、クリスタルゲノミクス社は当社株式を1,000株保有しております。

<外部との連携について>

創薬には、アッセイ(*)開発、化学合成の他、薬理試験、薬物動態試験、毒性試験等に関する様々な技術が必要です。優れた技術を保有する企業との業務提携を積極的に推進し、創薬の効率化を目指しています。また、病気の原因を調べ、創薬ターゲットを見出すなどの基礎的な研究については大学との共同研究を行っており、特に当社顧問に就任している大学の研究者（教授）との連携により有望な創薬ターゲットの探索を進めています。

<当社グループの特許に係る方針及び当社の技術について>

創薬事業においては、特許は事業の生命線であると考えており、積極的に取得する方針です。

他方、創薬支援事業においては、当社グループは高純度・高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ活性の測定方法（アッセイ(*)条件）などの技術的ノウハウの社内蓄積を着実に進めることで効率的な製品の生産と製品レベルの向上などを図っております。

当連結会計年度における研究開発活動をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

1. 創薬事業

当社グループは、ガン、免疫炎症疾患、神経変性疾患等からなる研究テーマで創薬研究(*)を進めており、1テーマが前臨床試験段階にあり、その他テーマは前臨床候補化合物を得るまでの探索研究段階にあります。当社グループでは、より効果的な研究開発活動を推進していくためにガンを重点領域として、細胞、動物試験等の高次評価系を共通化することで効率的な創薬研究を行っております。今後も積極的にキナーゼ阻害剤(*)に係る創薬研究を進めていくとともに、自社研究及び他社との共同研究を通じて創薬基盤技術の強化を行い、これまでにない新しい特性を示す化合物(*)の発掘を目指していきます。当事業に係る研究開発費は、374,774千円であります。

2. 創薬支援事業

創薬支援事業の研究開発では、主にキナーゼタンパク質(*)製造ライン、プロファイリング(*)サービスの作業効率の改善が主要なテーマとなっております。着実な工程改善が生産性の向上並びに品質向上に寄与し、顧客満足度の向上に資するよう取り組んでいます。当事業に係る研究開発費は、2,118千円であります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積り等の判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社グループの連結財務諸表の作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当社グループの損益構造について

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術である「創薬基盤技術」を強化するために、積極的な研究開発に対する投資を行い、会社設立以来、営業損失を計上しておりますが、これまでの研究開発活動により蓄積してきた技術力により、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃え並びに顧客である製薬企業への提案力が充実し、第4期(平成18年12月期)以降、営業黒字を継続しております。一方で創薬事業においては、積極的な研究開発投資を行うことに伴う研究開発費の計上により、営業損失が継続しております。また、創薬事業の売上は、研究開発及び導出活動の進捗により収入を得る仕組みであることから安定的でないこと、費用面では研究開発の進捗に応じて一時費用が発生するため、営業損益額は年度ごとに増減する傾向にあります。

このように、当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同じ「創薬基盤技術」を基盤として展開しており、現時点では創薬支援事業において獲得した収益が会社全体の収益改善に貢献しておりますが、創薬事業においてキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を創製し、製薬企業等への導出を行うことで、当該事業の黒字化を図り、全社業績の黒字化を目指します。特に、創薬事業において薬理機能の強化を行い創薬研究(*)における高次評価を加速させてまいりました。今後も、自社研究のほか大学等の公的研究機関や製薬企業等との共同研究により複数の研究テーマを効率的に推し進めるとともに、研究テーマの製薬企業等への導出活動に注力し、当該事業の早期黒字化を目指します。

第7期、第8期、第9期及び第10期のセグメントごとの売上、研究開発費及び営業損益は、以下の通りです。

(単位：千円)

回次 決算年月	第7期(連結) 平成21年12月期	第8期(連結) 平成22年12月期	第9期(連結) 平成23年12月期	第10期(連結) 平成24年12月期
売上高	687,013	571,800	592,549	510,829
創薬支援事業	560,763	543,890	567,349	510,829
創薬事業	126,250	27,910	25,200	—
研究開発費	391,399	349,680	358,170	376,892
創薬支援事業	26,588	1,760	3,835	2,118
創薬事業	364,810	347,919	354,335	374,774
営業損益 (営業損失：△)	△344,278	△398,185	△393,239	△457,842
創薬支援事業	40,762	59,050	71,869	46,841
創薬事業	△385,041	△457,236	△465,108	△504,684

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、1,116,893千円となり、前連結会計年度末に比べて200,714千円減少となりました。その内訳は、現金及び預金の減少46,641千円、有価証券の減少200,000千円、売掛金の増加13,091千円、投資その他の資産の増加14,966千円等であります。

負債は236,101千円となり、前連結会計年度末と比べて62,322千円減少となりました。その内訳は、1年内返済予定の長期借入金の減少32,550千円、長期借入金の減少36,666千円等であります。

純資産は880,792千円となり、前連結会計年度末と比べて138,392千円減少となりました。その内訳は、新株の発行に伴う資本金及び資本剰余金の増加290,239千円、当期純損失449,994千円の計上による利益剰余金の減少等によるものであります。

また、自己資本比率は78.9%（前連結会計年度77.4%）となりました。

(4) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比較して81,720千円減少（13.8%減）し、510,829千円となりました。セグメント別にみますと、創薬支援事業の売上高は、前連結会計年度に比較して56,520千円減少（10.0%減）し、510,829千円となりました。これは、国内における販売が堅調に推移し前連結会計年度を上回ったものの、北米における販売が、製薬企業等の研究所の統廃合の影響から販売ネットワークが混乱し低迷するとともに、その他の地域における販売において、前連結会計年度に計上したパルクタンパク質の特需がなくなったこと等によるものです。創薬事業の売上高は、当連結会計年度中に導出契約交渉を完了できなかったことにより売上計上はなく、前連結会計年度に比較して25,200千円減少しました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と比較して8,326千円増加（4.1%増）し、210,371千円となりました。これは、タンパク質販売の売上減少に伴う減少、減価償却費の減少及び商品仕入の増加等の差引によるものであります。

また、創薬支援事業の売上原価率は、原価率の高い商品仕入品目の増加を主な要因として、前連結会計年度と比較して5.6ポイント上昇して41.2%となりました。

その結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度と比較して90,046千円減少（23.1%減）し、300,457千円となりました。

(営業損失)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して25,443千円減少（3.2%減）し、758,300千円となりました。これは主に、間接部門の人員数の減少に伴う人件費の減少等によるものであります。

その結果、当連結会計年度の営業損失は457,842千円となり、前連結会計年度と比較して赤字幅が64,603千円拡大しました。

(経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比較して35,134千円減少(58.0%減)し、25,416千円となりました。これは主に、補助金収入の減少、為替差益の発生の変動によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度に比較して2,691千円増加(35.7%増)し、10,230千円となりました。これは主に、株式交付費の計上、為替差損の減少の変動によるものであります。

その結果、当連結会計年度の経常損失は442,656千円となり、前連結会計年度に比較して赤字幅が102,430千円拡大しました。

(当期純損失)

当連結会計年度の特別利益は、計上がありませんでした(前連結会計年度は、計上なし)。

当連結会計年度の特別損失は、前連結会計年度と比較して9,641千円減少(64.5%減)し、5,308千円となりました。これは、前連結会計年度において、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の計上があったことによるものです。

その結果、当連結会計年度の当期純損失は449,994千円となり、前連結会計年度と比較して赤字幅が88,342千円拡大しました。

(5) 戦略的現状と見通し

創薬支援事業での売上を伸ばすとともに、新薬候補化合物を早期に導出することで、平成25年12月期に当社グループとしての黒字化を目指します。

(創薬支援事業について)

1) 販売戦略

主力の製品・サービスである、キナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)開発(アッセイキット及びアッセイ系開発サービス)、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供・販売の拡大と、今後売上の拡大が期待されるセルベースアッセイサービス(*)の拡充、強化並びに顧客への認知度向上を図ります。地域別には、今後の売上高拡大において販売戦略上重要であるのは北米地域であり、販売子会社であるCarnaBio USAを通じて、製薬企業の研究所の統廃合により混乱した販売ネットワークの再構築を行い、特に近年活発な研究開発を行っているバイオベンチャーへの拡販やメガファーマへの新規販路開拓に取り組むなかで、販売力強化を図ってまいります。

2) 製品開発戦略

製薬企業の研究ニーズに応じた、製品・サービスの積極的な開発を進めます。特に当社のみが有するオンリーワンの技術に基づいた製品・サービスを積極的に開発してまいります。

キナーゼタンパク質(*)については、従来のアッセイ(*)グレードのみならず、より高付加価値である物質間相互作用の研究に利用できるビオチン化タンパク質(*)の製品数の増加を引き続き図るとともに、脂質キナーゼや不活性化型キナーゼについても顧客ニーズに対応し、その製品数の増加を図ります。また、当社における細胞を使用した評価系であるセルベースアッセイ(*)の基幹サービスであるRPPA(*)サービスにおける解析対象キナーゼ数の拡大並びに技術的深化に取り組んでまいります。

(創薬事業について)

創薬プログラムの選択と集中を目的として、ガンを重点領域とした研究開発体制に変更し、限られた人的資源を重点テーマへ集中的に投入することで、成功確率の向上と研究期間の短縮に努めております。またガンの研究テーマに重要なモデル動物における評価などガンに関する薬理基盤を強化するために研究員を増員し、さらなる創薬研究力の強化と開発の迅速化に取り組んでまいります。このようにガン疾患プロジェクトへ集中的に経営資源を投入する等、効率的な研究開発活動に努める一方、ガン領域以外の創薬プログラムについても戦略的アライアンスを積極的に活用し、新たな研究領域を積極的に開拓してまいります。また当社が有する創薬基盤技術の一つであるHTS(*)を実施して、必要な創薬パイプラインを途切れることなく補完してまいります。

(6) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 資金の財源について

当社グループは、長期にわたる研究開発を行うための強固な財務基盤を保つために、手元資金については高い流動性と厚めの資金量を確保及び維持することを基本方針としております。

創薬事業を単独事業とした場合に比較して研究開発に係る資金負担が軽減されるよう、創薬支援事業において当社グループ製品・サービスの提供により獲得した資金を創薬事業に融通します。経営戦略上、財務体質の強化や中長期的な成長資金の追加確保等を目的とした資金調達の実現性が生じた場合には、事業の進捗状況や外部環境を勘案し、必要に応じて増資等の資金調達並びに金融機関等からの借入を実施します。

2. 継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項(重要事象等)」に記載のとおり、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消するために、当社グループは、創薬支援事業においては更に拡販に努めることで売上の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに推し進め、新薬候補化合物を製薬企業等に導出することで契約一時金等の収入を獲得してまいります。さらに、研究の効率化や諸経費の節減等により販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組むことで、早期の全社業績の黒字化を達成し、重要事象等が解消されるよう取り組んでまいります。

なお、当社グループは事業活動を継続するための十分な手元資金を保有しております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、38,758千円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

(1) 創薬支援事業

生産能力の向上・強化の推進及び、研究開発の効率化等のため、1,422千円の設備投資を行いました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 創薬事業

創薬研究の強化・効率化等のため、5,634千円の設備投資を行いました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 共通

研究開発の効率化等のため、31,702千円の設備投資を行いました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成24年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	共通	統括業務施設、 製造・研究施設	18,823	—	22,349	5,571	46,745	50
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬支援事業	製造・研究施設	1,372	130	10,919	3,612	16,034	19
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設	—	—	—	—	—	23

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、商標権、ソフトウェア及び電話加入権であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 本社・BMAラボの創薬支援事業、創薬事業共通の設備については、創薬支援事業及び創薬事業を含む全ての部門が共同に使用しているため、従業員数には、提出会社の全従業員数を記載しております。

5. 本社及びBMAラボは賃借物件で、その概要は以下のとおりであります。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社・BMAラボ	1,762.00	70,758

(2) 在外子会社

(平成24年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
CarnaBio USA, Inc.	米国マサチ ューセッツ 州	創薬支援 事業	製品保管 設備	—	—	77	—	77	2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	72,800	72,800	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注) 1、2
計	72,800	72,800	—	—

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 提出日現在の発行数には平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回②		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	3個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)5	30株(注)3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)6	4,955円(注)3、9、10	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,955円 資本組入額 4,955円 (注)3、6、9、10	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

6. 当社が株式分割等により当該払込額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

7. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

8. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

9. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は5,000円から4,958円に調整しております。

10. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は4,958円から4,955円に調整しております。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回①		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	175個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	175株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	49,538円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権者が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。
9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回②		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	105個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	105株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	49,538円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回①		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	90個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	90株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	49,538円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 24,769円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は50,000円から49,572円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は25,000円から24,786円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は49,572円から49,538円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は24,786円から24,769円に調整しております。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回②		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	140個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	140株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	49,538円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 24,769円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利放棄した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は50,000円から49,572円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は25,000円から24,786円に調整しております。
9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は49,572円から49,538円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は24,786円から24,769円に調整しております。

⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	60個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑦ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	80個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	80株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑧ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	180株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)9、10	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)8	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、9、10	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。
9. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。
10. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑨ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	190個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	190株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑩ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	40個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	40株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑪ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	50個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	50株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑫ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	980個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	980株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役 会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができますものとします。

6. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑬ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回		
	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	390個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	390株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役 会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができますものとします。

6. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

7. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年3月24日 (注) 1	8,700	53,190	440,220	1,961,920	440,220	513,787
平成20年7月10日 (注) 2	80	53,270	2,650	1,964,570	—	513,787
平成21年10月13日 (注) 2	35	53,305	1,750	1,966,320	—	513,787
平成21年12月2日 (注) 3	5,000	58,305	147,375	2,113,695	147,375	661,162
平成21年12月25日 (注) 4	405	58,710	11,937	2,125,632	11,937	673,100
平成24年10月23日 (注) 5	14,090	72,800	145,127	2,270,759	145,112	818,213

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）によるものであります。

発行価格 110,000円

引受価額 101,200円

発行価額 85,000円

資本組入額 50,600円

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

3. 有償一般募集 発行価格58,950円 資本組入額29,475円

4. 有償第三者割当 発行価格58,950円 資本組入額29,475円

5. 有償第三者割当 発行価格20,599円 資本組入額10,300円

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	16	52	8	3	3,180	3,261	—
所有株式数 (株)	—	1,037	4,748	24,798	1,564	3	40,650	72,800	—
所有株式数 の割合(%)	—	1.42	6.52	34.06	2.14	0.00	55.83	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町二丁目1番5号	14,090	19.35
ジャフコ・バイオテクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	3,138	4.31
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	2.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,843	2.53
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	1,540	2.12
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麴町二丁目4番1号	1,103	1.52
クリスタルゲノミクス社 (常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパグー プンナップ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディン グ6階	1,000	1.37
バイオ・サイト・インキュー ション二号投資事業有限責任組 合	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号	1,000	1.37
カルナバイオサイエンス役員持 株会	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番 5号	962	1.32
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	937	1.29
計	—	27,613	37.93

- (注) 1. 吉野公一郎氏の所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。
2. 当社は、平成24年10月23日付で第三者割当による新株式を発行し、小野薬品工業株式会社は本株式を100%引き受けたことにより、主要株主になっております。
3. 当事業年度末日後において、ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合、ジャフコV1一
スター投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合、ジャフコV2-W投資事業有限責任
組合、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ジャフコより、平成25年1
月31日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けております。

提出日	提出文書	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)	提出事由
平成25年1月31日	変更報告書	東京都千代田区大手町一丁目5番 1号	3,000	4.12	株券等保有割合が1% 以上減少したため

上記変更報告書において、株式会社ジャフコは、ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組
合、ジャフコV1一スター投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合、ジャフコV2
-W投資事業有限責任組合、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合の無限責任組合員としての所有株式数
の内訳及び同社の所有株式数は記載しておりません。なお、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社
として実質所有株主数の確認ができておりません。

4. 当事業年度末日後において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社より、平成25年3月22日付で大
量保有報告書の写しの送付を受けております。

提出日	住所	保有株券等 の数 (株)	株券等保有割合 (%)
平成25年3月22日	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	6,594	9.06

なお、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株主数の確認ができておりません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,800	72,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	72,800	—	—
総株主の議決権	—	72,800	—

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

また、会社法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを下記取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 新株予約権(平成15年9月8日臨時株主総会決議)

第1回②	
決議年月日	平成15年9月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回①	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回②	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回①	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回②	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥ 新株予約権(平成17年1月24日臨時株主総会決議)

第4回	
決議年月日	平成17年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦ 新株予約権(平成17年1月24日臨時株主総会決議)

第5回	
決議年月日	平成17年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第7回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第8回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑩ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第9回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑪ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第10回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑫ 新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第11回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑬ 新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第12回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑭ 新株予約権(平成25年2月22日取締役会決議)

第13回	
決議年月日	平成25年2月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員50名 当社子会社取締役1名 当社子会社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
株式の数	7,090株(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	42,100円(注)4
新株予約権の行使期間	平成25年3月15日から 平成30年3月14日まで
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 3. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金42,100円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、平成25年12月期または平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、連結営業利益（連結財務諸表を作成していない場合は営業利益）を計上した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権は、当該新株予約権者の死亡によって行使条件を欠くものとし、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権の行使は、1個未満について分割して行うことはできない。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては繰越利益剰余金がマイナスであるため、創業以来利益配当は実施しておりません。

当社は、製品開発、競争力強化及び創薬のための先行投資として、研究開発費への積極的な資金投入を行ってまいりましたが、今後も引き続き研究開発活動へ積極的に資金を投入し、経営基盤の強化や収益力の向上を図る方針です。従いまして、当面は資金を研究開発活動に充当する方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

剰余金の配当は、毎年12月31日の期末配当並びに6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	149,000	101,900	67,500	54,200	33,700
最低(円)	19,500	45,000	36,000	21,700	19,830

(注) 株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所NEOにおけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所NEO市場におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ市場（グロース）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	26,900	24,200	23,000	27,090	33,700	27,400
最低(円)	21,550	21,000	19,950	20,190	23,620	22,230

(注) 株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場（グロース）におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	営業部長 (兼任)	吉野 公一郎	昭和24年3月25日	平成11年4月 平成15年4月 平成23年3月 平成23年12月	日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所長 当社代表取締役社長 (現任) CarnaBio USA, Inc. President & CEO 当社営業部長 (現任)	(注) 3	2,000
取締役	経営管理本部長 兼知的財産・法務 部長	相川 法男	昭和23年10月23日	平成11年4月 平成15年4月 平成16年3月 平成19年9月 平成20年7月 平成21年6月 平成23年9月	日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 当社監査役 当社取締役知的財産・法務部長 当社取締役知的財産・法務、経営 企画部長 当社取締役知的財産・法務部長 当社取締役経営管理本部長兼知的 財産・法務部長兼総務部長 当社取締役経営管理本部長兼知的 財産・法務部長 (現任)	(注) 3	700
取締役	事業開発担当	桑原 慎一	昭和24年1月10日	平成6年9月 平成20年11月 平成23年3月 平成23年12月	米国アルコン株式会社入社 (ALCON RESEARCH LTD.) 臨床開発部長、ライセンス・事業 開発部長 医薬コンサルタント 当社入社 取締役事業開発担当 (現任) CarnaBio USA, Inc. President & CEO	(注) 3	0
取締役 (注) 1	—	柳原 恒久	昭和14年1月22日	昭和36年4月 昭和60年11月 昭和61年12月 平成元年3月 平成2年5月 平成5年6月 平成11年3月 平成12年7月 平成12年10月 平成18年6月 平成19年5月 平成21年3月	日興証券株式会社 (現 SMBC日興 証券株式会社) 入社 同社 本店営業部長 同社 取締役東部地区担当 同社 取締役大阪地区担当兼大阪 支店副支店長 同社 常務取締役近畿四国地区担 当 日本アジア投資株式会社 代表取 締役社長 日興キャピタル株式会社 (現 ア ント・キャピタル・パートナーズ 株式会社) 取締役 日興証券株式会社 (現 SMBC日興 証券株式会社) 顧問 東洋キャピタル株式会社 代表取 締役会長 同社 相談役 株式会社ヘルスケア一光 社外取 締役 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	30
監査役 (常勤) (注) 2	—	有田 篤雄	昭和18年7月15日	昭和41年4月 平成8年7月 平成12年7月 平成16年3月	鐘紡株式会社入社 同社 事業統括室長 カネボウ厚生年金基金常務理事 当社監査役 (現任)	(注) 4	0
監査役 (注) 2	—	小笠原 嗣朗	昭和14年7月23日	昭和38年4月 平成2年10月 平成7年6月 平成8年3月 平成8年6月 平成14年6月 平成17年3月	東レ株式会社入社 同社 国際部長兼経営企画室主幹 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 中外製薬株式会社入社 同社 取締役国際事業部長 同社 常勤監査役 当社監査役 (現任)	(注) 4	0
監査役 (注) 2	—	中井 清	昭和18年9月1日	昭和42年4月 平成17年3月 平成19年3月	中井司法書士事務所開業 所長 (現任) 当社監査役 (現任) 大阪司法書士協同組合理事長	(注) 4	100
計							2,830

- (注) 1. 取締役柳原恒久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役有田篤雄、小笠原嗣朗及び中井清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成25年3月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
4. 監査役の任期は、平成23年3月23日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

5. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性ならびに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性並びに効率性のチェック・管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性並びに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。さらに役員及び従業員のコンプライアンスの徹底についても、重要施策として積極的に取り組んでおります。

2) 企業統治の体制

① 企業統治の体制の概要

当社グループは、会社の機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、監査役は、取締役の職務執行を監査しております。

a. 取締役会

取締役会は、本書提出日現在で取締役4名（うち1名が社外取締役）により構成し、社外取締役の起用により、社外の多角的な視点を取り入れたうえ、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催し、当社グループの業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、監査役は取締役会における職務執行の決定に対して監視を行っております。

b. 監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成されております。

監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査部及び会計監査人とも連携し、監査の有効性並びに効率性を高め、経営の適正性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会、マネージメント会議及びその他の重要会議に出席するほか、取締役及び内部監査部からの報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役及び取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査及び会計監査を厳正に実施しております。

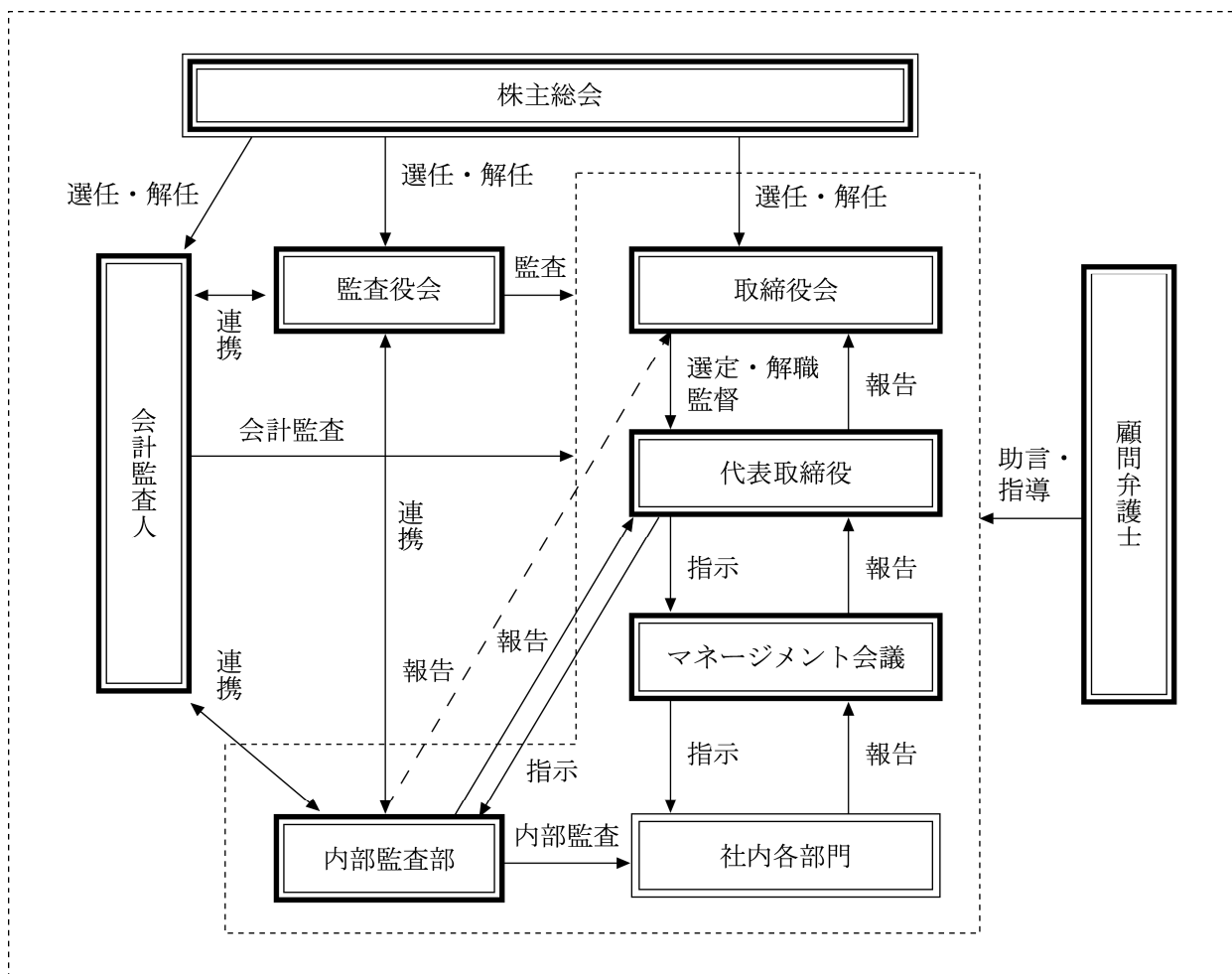
なお、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性並びに公平性を一層高めております。

c. マネージメント会議

当社グループでは、社内取締役、幹部社員（部長職）及び常勤監査役から構成されるマネージメント会議を設置し、定期的を開催しております。マネージメント会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社並びに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務執行に係る協議並びに報告が適宜行われ、効率的な執行管理が行われております。なお、マネージメント会議で行われた業務執行に係る重要な協議及び報告の内

容は、取締役会にて報告されております。

当社グループの会社の機関及びコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりであります。



② 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに人に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くような取り組みを行っております。

さらに、内部監査部が各部署の業務執行の妥当性、違法性並びに効率性についてのチェック並びに検証を実施するために、内部監査計画に基づく内部監査のほか、必要に応じて適時監査を行っております。また、内部監査部は、適宜監査役との意見交換を行い、内部監査の実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、事業活動全般にわたり発生する可能性のある様々なリスクのうち、経営戦略上の重大なリスクに関しては、関連部署と経営管理本部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、マネジメント会議又は取締役会において当該リスク情報の共有化並びにリスク回避の方策に関する審議並びに決定を行っております。また、業務上のリスクに関しては、関連部署と経営管理本部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部専門家に照会を行ったうえで、リスクを最小限に留める適切な対処を行っております。内部監査部は、リスク管理状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告しております。

また、定期的実施される内部監査部による内部監査を通じて、様々なリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

さらに、近年、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時における早期復旧体制の構築並びにコンピューターウィルス等の侵入やハッカー等からのシステム妨害を回避するために必要と考えられるセキュリティー対策等を積極的に講じております。

3) 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、内部監査部長及び兼任者1名により構成される内部監査部によって、全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施したうえ、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査部は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。さらに内部監査部は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開く等、連携を図っております。

各監査役は、取締役会への出席のほか、取締役等から直接業務執行についての聴取、マネージメント会議への出席及び重要な決議資料等の閲覧等を行っております。また各監査役は、定期的に会計監査人と協議し、監査内容に関する意見交換を行う等の連携を図っております。

4) 社外取締役及び社外監査役

① 社外取締役

当社の社外取締役は1名であります。取締役柳原恒久は、証券会社やベンチャーキャピタルにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、同氏は役員持株会を通じた当社株式の所有以外に当社株式30株を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係及び取引関係その他の特別な利害関係はありません。社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、大阪証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にしております。また、当社は、社外取締役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

② 社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。監査役有田篤雄は、主に事業管理を長年に亘り経験する等、経営に関する豊富な経験に基づき、さらに財務部、関係会社監査役の経験により、財務会計の専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。監査役小笠原嗣朗は、主にグローバルな企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。監査役中井清は、主に司法書士としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

なお、各氏は役員持株会を通じて取得した当社株式を所有しております。さらに、有田篤雄は、当社新株予約権35個(35株)を保有しており、中井清は、役員持株会を通じた当社株式の所有以外に当社株式100株を保有しておりますが、社外監査役との間に、上記以外の人的関係、資本的関係及び取引関係その他の特別な利害関係はありません。社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、大阪証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にしております。

また、当社は、社外監査役3名と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

5) 役員の報酬等

① 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	48,000	48,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	14,000	14,000	—	—	—	4

② 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給与は、支払っておりません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会決議により、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。また、監査役の報酬限度額につきましても、平成15年4月23日開催の臨時株主総会決議により、年額5千万円以内と定められております。

6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票によらない旨を定款で定めております。

8) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

9) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。

10) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を行なう機会を増加させるために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

11) 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 109,722千円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

(前事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
クリスタルゲノミクス社	187,590	92,045	事業上の関係強化のため

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
クリスタルゲノミクス社	187,590	109,722	事業上の関係強化のため

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

12) 会計監査の状況

当社は、会計監査業務を有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。当社の会計監査業務を執行した同監査法人の公認会計士は寺田勝基氏、南方得男氏であります。このほか、監査補助者として、公認会計士6名、その他4名が従事しております。同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で監査契約を締結し、同契約に基づいて報酬を支払っております。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	—	20,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20,000	—	20,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定に関する方針を定めておりませんが、当社の事業規模、特性、監査日数等を勘案して決定しております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* ATP(Adenosine 5' -triphosphate)

ATPとは、アデノシン (5' -) 三リン酸の略称で、体の中でつくられる高エネルギー化合物のことです。ATPは、核酸などを構成する、アデニン (塩基) とリボース (糖) からなるアデノシンの糖の水酸基 (OH基) にリン酸が三つ連続して結合した構造をもっています。このリン酸基同士の結合は、エネルギー的に不安定で、リン酸基の加水分解による切断反応や、キナーゼ(*)の働きによって他の分子にリン酸基が転移する反応の際に、エネルギーが放出されます。

* ELISA法(Enzyme-linked ImmunoSorbent Assay)

ELISA法とは、免疫学的測定方法の一種で、サンプル中に含まれる微量の目的物質を、酵素標識された抗体を用い、抗原抗体反応を利用して定量的に検出する方法です。

キナーゼ活性を測定する場合には、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)の量をELISA法によって測定します。

* FITCラベル

酵素などの機能を調べる際に、その酵素が細胞内のどこに存在しているか (分子の局在) を調べるのが重要です。酵素分子の局在を調べる際に、酵素に目印を付けそれを追っていくことがよく行われます。フルオレセインイソチオシアネート (fluorescein isothiocyanate; FITC) は、黄緑色の蛍光を発する化学物質で、酵素などに目印を付けるために使用され、FITCで目印を付けることをFITCラベルと言います。

* HTS

ハイスループットスクリーニングの項目をご参照ください。

* IMAPTM法

IMAPTM法は、蛍光偏光(*)測定法の一種で、蛍光ラベルされたペプチドが、キナーゼ(*)反応によってリン酸化(*)されてホスホペプチドに変換されます。これに、微小粒子 (IMAPTMビーズ) を加えて複合体を形成させ、その結果引き起こされる蛍光偏光(*)の上昇を測定する方法です。当社グループではこの測定方法を利用してキナーゼ(*)反応を測定するキットを販売しています。IMAPTMは、MDS, Inc. (カナダ) のトレードマーク (商標) です。

* MAPキナーゼ

MAPキナーゼとは、Mitogen-Activated Protein kinase (マイトージェン活性化プロテインキナーゼ)の略で、細胞増殖促進物質であるマイトージェンで処理した細胞が増殖する際にこのキナーゼ(*)が活性化したことからこの名前が付けられました。現在30種類以上のMAPキナーゼが存在することが明らかになっています。上流のキナーゼが順次下流のキナーゼをリン酸化(*)し、最終的に遺伝子転写因子(*)をリン酸化して種々の生物学的変化を引き起こします。種々の疾患 (癌や炎症性疾患等) の発症や進展に関与することが知られています。

* Mobility Shift Assay法

Mobility Shift Assay法とは、一般的に、タンパク質や核酸を短時間にゲルやカラム中で電気泳動し、その分子量や電荷の違いによって移動度が異なることを利用して分離する方法です。キナーゼ(*)活性の測定では、キナーゼによりリン酸化(*)された基質(*)は、リン酸化されていない基質に比べてリン酸基の分だけ電荷がマイナス (陰性) に変化します。この変化を電気泳動の原理で分離して、リン酸化の程度を定量します。この方法を利用して、分離を短時間に高感度で行えるようにしたのがキャリバーライフサイエンス社のLabChip3000です。当社グループではこの測定機を用いて多くのキナーゼの活性を測定することができます。

* RPPA (Reverse Phase Protein Array)

RPPAとは、抗体を用いて特定のタンパク質のサンプル量を測定する技術の一種です。当社がサービスとして提供しているRPPA技術は、細胞内のキナーゼシグナルネットワーク解析技術に基づくセルベースアッセイ(*)の一種で、抗リン酸化タンパク質抗体を用いて、キナーゼ阻害剤(*)により細胞内のどの情報伝達経路が影響を受けたか、あるいは影響を受けなかったかを、高効率に確認することができます。本技術を用いると、細胞内で逐次変化しているリン酸化シグナルを調べることができることから、すでに上市されている先発薬や対照薬との違いを検討することも可能となります。

* SBDD (ストラクチャー・ベース・ドラッグデザイン)

SBDDとは、X線結晶構造解析(*)により明らかにされた薬物標的タンパク質の立体構造情報に基づいて行われる論理的創薬手法です。SBDD創薬は1980年代後半から、薬剤開発研究の現場において急速に定着してきており、抗HIV薬Ritonavir®(プロテアーゼ阻害剤)、慢性骨髄性白血病治療薬Glivec®(Bcr-Ablキナーゼ阻害薬)などの医薬品の短期開発に大きく寄与しています。

* TR-FRET (Time-Resolved Fluorescence Resonance Energy Transfer)法

TR-FRET法は、時間分解蛍光(Time-Resolved Fluorescence)と蛍光共鳴エネルギー転移(Fluorescence Resonance Energy Transfer)とを組み合わせたタンパク質同士の相互作用を測定する方法のことをいいます。ユーロピウムに代表されるランタニドは蛍光寿命が非常に長い蛍光物質で、通常の蛍光が消失した後でも蛍光強度を測定することができます。この特長を利用したランタニドキレートによる時間分解蛍光測定では、化合物(*)やタンパク質の蛍光が消光した後に測定を開始します。その結果、バックグラウンドの影響を最小限に抑えた高感度蛍光測定ができます。蛍光共鳴エネルギー転移とはドナーとアクセプターと呼ばれる2種類の蛍光物質が100オングストローム以内に近づいたときに、ドナーが発した光エネルギーをアクセプターが吸収するという現象です。このときドナーの蛍光波長がアクセプターの励起波長(*)に近ければ、ドナーからの光エネルギーを利用してアクセプターが蛍光を發します。すなわちドナーの励起波長で励起し、アクセプターの蛍光波長を測定することでドナーとアクセプターが近接した状態にあるかが判定できます。この二つの原理を組み合わせ、高感度(低バックグラウンド)で二つの物質間の近接状態を測定するテクノロジーがTR-FRET法です。キナーゼ(*)活性測定への応用例として、ドナーにユーロピウムを結合させたリン酸化(*)した基質(*)のみに親和性を持つ抗体を、アクセプターにアロフィコシアニンという色素タンパク質を結合させた基質を用いることで基質のリン酸化の程度を測定することができます。

* X線結晶構造解析

タンパク質は、20種類のアミノ酸がひものように繋がってできています。タンパク質がその機能を發揮するためには、このひもが正しく折りたたまれて立体的な形が作られる必要があります。従って、生命のしくみを正しく理解するには分子レベルの立体構造解析が必要となります。X線結晶構造解析はタンパク質を結晶化させ、それにX線を照射してその立体構造を明らかにする技術であり、生命現象解明や論理的創薬に貢献しています。

* アッセイ

アッセイとは、測定実験の総称です。ここでは被験化合物がターゲットのキナーゼ(*)の働きをどの程度抑えるのか調べることを指します。

* アノテーション

アノテーションとは、あるデータに対して関連する情報を注釈として付加するという意味です。アノテーション付化合物ライブラリーは、ライブラリー本来の化合物(*)に関する情報にさらにキナーゼ(*)阻害活性情報を付加したものです。

* 遺伝子クローニング

遺伝子とは、親から子に伝わることによって遺伝形質を発現させる本体で、細胞の核内に存在する核酸（デオキシリボ核酸；DNA）のことで、クローニングとは特定の遺伝子を遺伝子工学的手法によって分離し、増やすことです。

* 遺伝子転写因子

遺伝子転写因子とは、DNAに結合するタンパク質で、発現遺伝子周辺の特定の塩基配列に結合して遺伝子の転写（遺伝子DNAの情報をRNAに写すこと。RNAの情報を基にタンパク質が作られる。）を調節しているタンパク質です。

* 化合物

化合物とは、2種類以上の元素からできている物質のことですが、医薬品の研究・開発における化合物とは一般的に炭素原子で主に構成される低分子有機化合物のことを指します。さらに最近では、生物材料を起源とするバイオ医薬品との対比として、化合物で構成される医薬品のことを低分子化合物医薬品といいます。

創薬研究(*)の成果として生み出される新薬候補化合物（将来、医薬品として承認される可能性を有する化合物）を動物に投与して薬効と安全性とが確認されたものを臨床候補化合物もしくは開発候補化合物と呼び、臨床試験に供することができます。臨床試験でその効果、安全性及び有用性が確認されれば、医薬品として承認されることになります。

* 基質

基質とは、酵素によって作用を受ける化合物(*)や分子のことです。ここでは、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)を受けるタンパク質やペプチドなどを指します。

* キナーゼ／キナーゼタンパク質

キナーゼとは、基質(*)にリン酸基を転移してリン酸化(*)物を生じさせる酵素（タンパク質性触媒）の総称であり、その中でも基質となるタンパク質にATP(*)リン酸基（＝アデノシン3リン酸の末端のリン酸基）を転移する酵素を「タンパク質キナーゼ（Protein Kinase）」と呼んでいます。

このタンパク質キナーゼの分類としては、タンパク質を構成しているアミノ酸であるセリン/スレオニンの水酸基にリン酸を転移させるセリン-スレオニンキナーゼ、チロシンの水酸基にリン酸を転移させるチロシンキナーゼがあります。他方、基質(*)となる脂質にATP(*)リン酸基を転移する酵素としてリピッド（脂質）キナーゼがあります。

また、キナーゼには、活性型と非活性型とがあり、非活性型のキナーゼを特に非活性キナーゼと呼んでいます。また、これらキナーゼを構成するタンパク質のアミノ酸の一部が他のアミノ酸と置換したり、欠失したりしたキナーゼをミュータントキナーゼ(*)（変異キナーゼ）といいます。ミュータントキナーゼ(*)のなかで、キナーゼ活性を有しているものを活性ミュータントキナーゼといい、活性を有していないものを非活性ミュータントキナーゼといいます。

当社グループでは、キナーゼ自体がタンパク質性触媒であることから、「キナーゼタンパク質」と呼称し、製造・販売しています。

* キナーゼ阻害薬／キナーゼ阻害剤

キナーゼ阻害薬とは、キナーゼ(*)に結合して酵素活性を抑制する薬剤のことです。glivec®、Tarceva®、Nexavar®などが例として挙げられます。

* キナーゼパネル

ヒトのキナーゼ(*)は、遺伝子解析から518種類が存在すると推察されており、これらの多くのキナーゼを一定の基準で集めた集団をキナーゼパネルと呼びます。

* 共結晶

共結晶とは、タンパク質とそのタンパク質に結合する化合物(*)を混合して、両者の複合体を結晶化することです。この構造解析をすることにより、タンパク質と化合物(*)の結合様式に関する情報を得ることができるため、SBDD(*)に利用されています。

* 蛍光偏光

蛍光発色団をもった分子に偏光励起光をあてると、分子の運動に依存して蛍光の偏光性に違いが生じます。分子量が大きいほど分子の運動はゆっくりであるため、蛍光の偏光性が保存されることになります。例えばFITCラベル(*)したリン酸化ペプチド(*)がIMAPTMビーズと結合する場合には見かけ上の分子量が大きく変化します。その結果、蛍光の偏光性に変化が生じるため、偏光性を測定することで、リン酸化ペプチド(*)の量を測定することができます。

* 上市

医薬品は、製薬企業等が行う臨床試験を経て、国からの製造販売の承認を取得して、はじめて販売し、世の中に送り出すことができます。上市とは、医薬品の製造販売が可能となり市販化されることをいいます。

* スクリーニング

スクリーニングとは、多くの評価対象物の中から特定の性質を有するものだけを選び出すことを指します。医薬品開発の領域においては、多くの化合物(*)や微生物生産物などの中から必要な活性や性質を有するものを選び出す作業を指します。

* セルベースアッセイ

通常のキナーゼ阻害剤の創薬研究(*)におけるアッセイ(*)は、遺伝子工学的に作製したキナーゼタンパク質(*) (酵素) と新薬候補化合物との阻害状態を試験管内で測定するものでした。セルベースアッセイは、より生体内に近く生理的な環境である細胞 (セル) 内に存在するキナーゼ(*)に対し新薬候補化合物がキナーゼ活性を阻害するかどうかを測定する系や細胞内のリン酸化(*)された部位を特定する系など、より高次のアッセイ(*)として需要が高まっています。

* 創薬研究

創薬研究とは、創薬ターゲットの同定、リード化合物(*)の創出、リード化合物の最適化(*)、薬理試験、ADME試験 (薬物動態試験)、毒性試験などの新薬の創製の過程で行なわれる一連の研究のことをいいます。

* ハイスループットスクリーニング (HTS)

ハイスループットとは、高効率という意味で、医薬品開発、特に化合物(*)スクリーニング(*)の領域ではハイスループットスクリーニングという形で多く用いられます。文字通り高効率でスクリーニングを行うことで、これを実施するためには、ホモジニアスなアッセイ(*)プラットフォーム(*)とロボットを組み合わせた自動化システムが理想的です。さらに高速・大量処理の結果生じる大量のデータを処理できるコンピュータシステムも必要となります。

* バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは、複雑な生命や細胞の変化を情報の流れとして扱い、集積された情報の解析手段を用いて生命現象を解析する生物研究分野です。生物情報学ともよばれその研究内容は多岐にわたり、殆どの生物現象や分子情報が研究対象になります。

特に遺伝子の配列情報やそこから解析されるアミノ酸配列情報、さらにはタンパク質立体構造情報などが研究されています。

* バイオレイヤー干渉法 (BLI)

センサーチップ表面に固定された生体分子（例えばビオチン化キナーゼ）の層（レイヤー）に白色光を投射したとき、生体分子のレイヤーと内部の参照となるレイヤーの二つの表面から白色光が反射され、白色光の干渉波が生じます。測定試料中の分子（例えばキナーゼ阻害薬(*)）がセンサーチップ表面の生体分子に結合することにより、センサー先端のレイヤーの厚みが増加し、干渉波に波長シフトが生じます。この波長シフトの変化を利用して、センサーチップ表面に固定された生体分子に結合する分子数の定量及び速度論的解析がリアルタイムで可能となります。測定試料中の非結合分子、もしくは試料の屈折率変化や流速変化が干渉波に一切影響を及ぼさないことが、バイオレイヤー干渉法固有の特徴であり、キナーゼ(*)をはじめとするタンパク質など様々な生体分子間の相互作用解析にこの原理が利用されています。

* ビオチン化タンパク質

1つのキナーゼ分子に1つのビオチン分子を遺伝子工学的に結合させたキナーゼタンパク(*)質のことをいいます。表面プラズモン共鳴 (SPR) (*)やバイオレイヤー干渉法 (BLI) (*)といった物質間の相互作用を評価する系 (解析機器) などで利用可能です。これらの解析機器で使用するセンサー表面にリガンドとする標的分子蛋白質を活性、構造を保持したままセンサー表面に固定化 (固相化) することはとても難しいことですが、当社はこれまでに培ったキナーゼタンパク質を製造するノウハウを基に、ビオチン化キナーゼタンパク質の開発に成功し、販売しています。

* ヒット化合物

ヒット化合物とは、創薬研究(*)における初期段階で実施したハイスループットスクリーニング (HTS) (*)で、予め決めておいた一定の基準をクリアした化合物(*)群のことを指します。製薬企業ではこうしたHTS(*)に用いる専用の化合物ライブラリー (数万~数百万種類の化合物集) を有していることが多く、通常はこの化合物ライブラリーから数十から数百のヒット化合物が生まれてきます。

* 表面プラズモン共鳴 (SPR)

金属のように自由に動き回ることのできる電子を持つ物質表面では、電子の集団振動 (プラズモン) を起こすことができますが、物質表面の電子の集団振動を特に表面プラズモンと呼びます。一般に金属内でプラズモンは光と相互作用を起こしませんが、金属表面ではその特殊性から光と相互作用を起こさせることができ、ある一定角度 (共鳴角という) でレーザー光を入射することで表面プラズモンを励起させることができます。この現象を表面プラズモン共鳴といいます。

センサーチップ表面に生体分子 (例えばビオチン化キナーゼ) を固定し、これに相互作用を評価したい物質 (例えばキナーゼ阻害薬*) が結合すると、固定化されている生体分子の質量が増加し、センサーチップ表面の屈折率が変化します。この屈折率の変化により共鳴角が変化する原理を利用して、センサーチップ表面に固定された生体分子と相互作用する物質の反応・結合量の測定及び速度論的解析がリアルタイムで可能となります。表面プラズモン共鳴を応用した測定装置は、キナーゼ(*)をはじめとするタンパク質や核酸など様々な生体分子間の相互作用解析に利用されています。

*** プラットフォーム (Mobility Shift Assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP™法(*))等)**

アッセイ(*)を行う方法が、種々開発されています。このアッセイを行う方法のことをプラットフォームと呼びます。

キナーゼ(*)のアッセイ(*)においては、リン酸化(*)された基質(*)の量を測定する方法として種々の原理に基づいた方法が開発されています。古くは放射性同位体(*)を用いた方法や酵素免疫反応に基づくELISA法(*)などが用いられており、最近では時間分解蛍光共鳴エネルギー転移による方法、蛍光偏光(*)測定による方法、キャピラリー電気泳動による方法などが汎用されるようになってきています。

*** プロテオミクス**

プロテオミクスとは、タンパク質を意味するプロテインと、遺伝子を網羅的に研究することのゲノミクスとをあわせて作られた造語で、タンパク質科学を系統的・包括的にとらえようとする研究領域で、細胞や組織に発現しているタンパク質の動態を迅速に把握して、それらタンパク質の相互作用の実態を解析する研究領域です。

*** プロファイリング**

医薬品開発の領域で用いられるプロファイリングとは、医薬品候補化合物が種々の生体内物質や生体内反応に及ぼす影響をできる限り網羅的に調べ、明らかにすることです。これを行うことで医薬品候補化合物の副作用を予見できる場合があります。

*** 分子標的治療薬／分子標的薬**

分子標的治療薬とは、病気の原因となる特定の分子に対して、その分子の機能が抑制されるような薬（低分子化合物や抗体等）のことです。一般的に、疾患の原因物質に対して選択的に効果を発揮することから副作用が少ないと考えられています。キナーゼ阻害薬(*)のGlivec®やモノクローナル抗体(*)のHerceptin®が例として挙げられます。

*** 放射性同位体 (RI)**

放射性同位体 (Radio Isotope) とは、同位体のうち不安定で放射線を出して崩壊するものの総称です。同位体は、原子番号が同じでも中性子数の違いにより性質が異なるものを指します。

*** ホモジニアスアッセイ**

通常のアッセイ(*)では試薬を加えた後、洗浄操作や濾過操作を必要としますがこのような複雑な手順を要するアッセイ系はハイスループットスクリーニング(*)に応用できません。そこで作り出されたのがホモジニアスアッセイで一つの反応容器内で完結するタイプのアッセイです。一つの試験管内に複数の試薬を添加して反応させた後、反応の結果生じたシグナルをその試験管を直接用いて測定するような方法のことを指します。

*** ミュータントキナーゼ**

キナーゼタンパク質(*)は活発に細胞分裂を行っているがん細胞などで多く発現します。そのため何らかの要因により突然変異をする確率も高くなります。この変異したキナーゼ(*)をミュータントキナーゼといいます。通常は正常なキナーゼを持つ細胞が多く、ミュータントキナーゼを持つ細胞はわずかです。しかしながら、ミュータントキナーゼが薬剤に耐性を持っていた場合、その薬剤の投与等により正常なキナーゼを持つ細胞が減少してしまうとミュータントキナーゼを持つ細胞が多くなる場合があります。

* モノクローナル抗体

モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体（免疫グロブリン）をいいます。通常の抗体はポリクローナル抗体と呼ばれ、抗原で免疫した動物の血清から作製するために、いろいろな抗体分子種の混合物となります。しかしながら、モノクローナル抗体は単一の抗体産生細胞から産生されるため、免疫グロブリン分子種自体が一種類となります。モノクローナル抗体を作製するためには、通常、抗体産生細胞を骨髄腫細胞と細胞融合させることで自律増殖能を持ったハイブリドーマを作成し、目的の特異性をもった抗体を産生している抗体産生細胞のクローンのみを選びます。この細胞を培養し、分泌する抗体を精製してモノクローナル抗体を作製します。

* リコンビナントタンパク質

リコンビナントタンパク質とは、遺伝子組み換え技術によって人工的に作製されたタンパク質のことをいいます。通常、大腸菌や動物又は昆虫の細胞株の遺伝子を組み換えてタンパク質を作らせます。そのため、自然界に微量しかないタンパク質でも大量に作り出すことができます。

* リード化合物

ハイスループットスクリーニング(*)で見出されたヒット化合物(*)群の中でも、その後、構造修飾をすることによって、医薬品になる可能性を有する化合物(*)群を特にリード候補化合物群と呼びます。これらリード候補化合物は、医薬品として望まれる性質を有するかどうか、あるいはその後、化学構造を変換する余地が有るか否かなどを評価する様々な試験を実施して、通常2、3化合物に絞り込まれます。こうして選択された化合物は、次のステップ（最適化）での中心化合物になることから、リード化合物と呼ばれます。

* リード化合物の最適化

様々な評価を経て選択されたリード化合物(*)は、分子構造の「最適化」と呼ばれる研究段階に送られます。最適化研究では、目的とする生物活性（キナーゼ阻害剤(*)の場合はキナーゼ(*)に対する阻害活性を指標とする場合が多い）に近づくようにリード化合物の化学構造の変換を行います。このとき、医薬品として求められる特性（経口吸収性、体内動態、毒性など）も同時に評価し、これらの情報も総合的に判断して最終的にヒトでの臨床試験に進める化合物(*)を選択します。こうして最適化された化合物は、臨床候補化合物又は医薬品候補化合物と呼ばれます。

* リン酸化

リン酸化とは、アミノ酸であるチロシン、セリン、スレオニンのOH基（水酸基）にATP(*)のリン酸基を付加することです。

* リン酸化ペプチド

リン酸化ペプチドとは、ペプチド内のOH基（水酸基）にリン酸が結合した状態のペプチドのことです。なお、ペプチドとは、アミノ酸が複数個つながったものです。

* 励起波長

蛍光物質が特定波長の光（励起光）を吸収し、それにより励起された状態（励起状態）から元の状態（基底状態）に戻る際に光（蛍光）としてエネルギーを放出します。この励起状態にする特定の光の波長が励起波長です。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び専門誌の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 701,634	※1 654,993
売掛金	72,330	85,421
有価証券	200,000	—
商品及び製品	93,506	98,676
仕掛品	1,845	3,221
原材料及び貯蔵品	9,882	13,404
その他	43,962	57,438
貸倒引当金	△28	—
流動資産合計	1,123,134	913,157
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,916	20,196
機械装置及び運搬具（純額）	331	130
工具、器具及び備品（純額）	30,762	33,346
有形固定資産合計	※2 55,011	※2 53,672
無形固定資産	13,550	9,184
投資その他の資産		
投資有価証券	102,710	121,070
その他	23,201	19,808
投資その他の資産合計	125,912	140,878
固定資産合計	194,474	203,736
資産合計	1,317,608	1,116,893

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,223	825
1年内返済予定の長期借入金	※1 69,216	※1 36,666
未払金	25,907	35,604
未払法人税等	5,318	5,892
その他	29,143	30,506
流動負債合計	136,808	109,494
固定負債		
長期借入金	※1 134,140	97,474
繰延税金負債	4,213	5,407
資産除去債務	23,262	23,724
固定負債合計	161,615	126,606
負債合計	298,423	236,101
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,632	2,270,759
資本剰余金	673,100	818,213
利益剰余金	△1,757,026	△2,207,020
株主資本合計	1,041,705	881,951
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△13,680	2,877
為替換算調整勘定	△8,841	△4,036
その他の包括利益累計額合計	△22,521	△1,159
純資産合計	1,019,184	880,792
負債純資産合計	1,317,608	1,116,893

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	592,549	510,829
売上原価	※1 202,045	※1 210,371
売上総利益	390,504	300,457
販売費及び一般管理費	※2 783,743	※2 758,300
営業損失(△)	△393,239	△457,842
営業外収益		
受取利息	630	499
補助金収入	57,354	19,000
為替差益	—	5,021
その他	2,566	896
営業外収益合計	60,551	25,416
営業外費用		
支払利息	3,363	2,698
株式交付費	—	6,717
為替差損	3,614	—
その他	560	813
営業外費用合計	7,538	10,230
経常損失(△)	△340,225	△442,656
特別損失		
減損損失	※3 4,706	※3 5,124
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10,243	—
その他	—	184
特別損失合計	14,949	5,308
税金等調整前当期純損失(△)	△355,175	△447,964
法人税、住民税及び事業税	2,344	2,344
法人税等調整額	4,132	△314
法人税等合計	6,476	2,029
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△361,651	△449,994
当期純損失(△)	△361,651	△449,994

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△361,651	△449,994
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,597	16,557
為替換算調整勘定	△1,228	4,804
その他の包括利益合計	15,369	※1 21,361
包括利益	△346,282	△428,632
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△346,282	△428,632

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,125,632	2,125,632
当期変動額		
新株の発行	—	145,127
当期変動額合計	—	145,127
当期末残高	2,125,632	2,270,759
資本剰余金		
当期首残高	673,100	673,100
当期変動額		
新株の発行	—	145,112
当期変動額合計	—	145,112
当期末残高	673,100	818,213
利益剰余金		
当期首残高	△1,395,374	△1,757,026
当期変動額		
当期純損失(△)	△361,651	△449,994
当期変動額合計	△361,651	△449,994
当期末残高	△1,757,026	△2,207,020
株主資本合計		
当期首残高	1,403,357	1,041,705
当期変動額		
新株の発行	—	290,239
当期純損失(△)	△361,651	△449,994
当期変動額合計	△361,651	△159,754
当期末残高	1,041,705	881,951

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△30,277	△13,680
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,597	16,557
当期変動額合計	16,597	16,557
当期末残高	△13,680	2,877
為替換算調整勘定		
当期首残高	△7,613	△8,841
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,228	4,804
当期変動額合計	△1,228	4,804
当期末残高	△8,841	△4,036
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△37,890	△22,521
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,369	21,361
当期変動額合計	15,369	21,361
当期末残高	△22,521	△1,159
純資産合計		
当期首残高	1,365,466	1,019,184
当期変動額		
新株の発行	—	290,239
当期純損失（△）	△361,651	△449,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,369	21,361
当期変動額合計	△346,282	△138,392
当期末残高	1,019,184	880,792

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△355,175	△447,964
減価償却費	37,415	38,930
減損損失	4,706	5,124
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11	△28
受取利息	△630	△499
支払利息	3,363	2,698
補助金収入	△57,354	△19,000
株式交付費	—	6,717
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10,243	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,177	△10,901
たな卸資産の増減額 (△は増加)	14,687	△9,305
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,223	△6,397
未払金の増減額 (△は減少)	△7,484	8,921
未収入金の増減額 (△は増加)	△1,921	△7,474
その他	1,390	△2,450
小計	△361,703	△441,630
利息の受取額	640	579
利息の支払額	△3,375	△2,601
補助金の受取額	19,000	20,547
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,271	△2,328
その他	△2,742	250
営業活動によるキャッシュ・フロー	△350,453	△425,183
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△11,520	△34,217
無形固定資産の取得による支出	—	△3,690
投資有価証券の売却による収入	815	—
差入保証金の回収による収入	3,537	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,167	△37,908
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△63,504	△69,216
株式の発行による収入	—	283,521
担保に供した預金の増減額 (△は増加)	—	27,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,496	241,305
現金及び現金同等物に係る換算差額	△416	2,144
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△341,541	△219,641
現金及び現金同等物の期首残高	1,173,176	831,634
現金及び現金同等物の期末残高	※1 831,634	※1 611,993

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 CarnaBio USA, Inc.

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計処理基準に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

製品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 2～11年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

7) その他連結財務諸表の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未収入金の増減額(△は増加)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△531千円は、「未収入金の増減額(△は増加)」△1,921千円、「その他」1,390千円として組み替えております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
定期預金	70,000千円	43,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49,800千円	17,250千円
長期借入金	17,250	—
計	67,050	17,250

※2

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	536,130千円	554,662千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上原価	7,346千円	13,239千円

※2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
役員報酬	70,452千円	64,507千円
給料手当	125,482	101,270
支払手数料	87,613	95,726
研究開発費	358,170	376,892

なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。

※3 減損損失

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物及び構築物 機械及び装置 工具、器具及び備品

当社グループは、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。

創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額4,706千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物601千円、機械及び装置1千円、工具、器具及び備品4,104千円であります。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具、器具及び備品 ソフトウェア

当社グループは、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。

創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額5,124千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、工具、器具及び備品4,085千円、ソフトウェア1,038千円であります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他の有価証券評価差額金

当期発生額	18,066千円
組替調整額	—
税効果調整前	18,066
税効果額	△1,508
その他有価証券評価差額金	16,557
為替換算調整勘定	
当期発生額	4,804
その他の包括利益合計	21,361

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58,710	—	—	58,710

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

(注) 上記の内容については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58,710	14,090	—	72,800

(変動事由の概要)

平成24年10月23日 第三者割当増資による新株発行 14,090株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

(注) 上記の内容については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金	701,634千円	654,993千円
有価証券	200,000	—
計	901,634	654,993
担保に供している定期預金	△70,000	△43,000
現金及び現金同等物	831,634	611,993

2 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当連結会計年度に新たに計上した重要な資産除去債務の額は、22,808千円であります。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期で安全性の高い金融商品等に限定しております。また、資金調達として銀行借入を行っております。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理等によりリスク低減を図っております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、短期に入金予定であるため、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

有価証券は短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金及び未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、短期の支払期日となっております。また、外貨建て買掛金及び未払金は為替の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日となっているため、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、一部について固定金利で借入を行うことにより、支払利息の固定化を実施しております。また、借入金の返済日は、最長で決算日後7年であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	701,634	701,634	—
(2)売掛金	72,330		
貸倒引当金	△28		
	72,301	72,301	—
(3)有価証券	200,000	200,000	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	102,710	102,710	—
資産計	1,076,647	1,076,647	—
(5)買掛金	7,223	7,223	—
(6)未払金	25,907	25,907	—
(7)未払法人税等	5,318	5,318	—
(8)長期借入金(*)	203,356	203,701	345
負債計	241,805	242,150	345

(*) 1年内返済予定の長期借入金69,216千円を含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	654,993	654,993	—
(2)売掛金	85,421	85,421	—
(3)有価証券	—	—	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	121,070	121,070	—
資産計	861,486	861,486	—
(5)買掛金	825	825	—
(6)未払金	35,604	35,604	—
(7)未払法人税等	5,892	5,892	—
(8)長期借入金(*)	134,140	134,422	282
負債計	176,462	176,744	282

(*) 1年内返済予定の長期借入金36,666千円を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、並びに(3)有価証券(譲渡性預金)

これらの時価については、短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託受益証券は基準価額によっております。

(5)買掛金、(6)未払金、並びに(7)未払法人税等

これらの時価については、短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	701,634	—	—	—
売掛金	72,330	—	—	—
有価証券				
譲渡性預金	200,000	—	—	—
合計	973,965	—	—	—

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	654,993	—	—	—
売掛金	85,421	—	—	—
合計	740,415	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	10,665	10,438	227
	小計	10,665	10,438	227
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	92,045	105,871	△13,826
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	200,000	200,000	—
	小計	292,045	305,871	△13,826
合計		302,710	316,309	△13,598

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	109,722	105,871	3,850
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	11,348	10,731	616
	小計	121,070	116,603	4,467
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		121,070	116,603	4,467

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	823	823	—
合計	823	823	—

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
付与対象者の区分及び数	社外協力者 3名	取締役 6名 従業員 17名	監査役 1名 社外協力者 2名
ストック・オプションの数	普通株式60株 (注) 1	普通株式300株	普通株式105株
付与日	平成15年9月12日	平成16年6月21日	平成16年6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成18年6月21日 至 平成26年6月14日	至 平成16年6月21日 自 平成26年6月14日
権利行使価格	4,955円 (注) 2、3	49,538円 (注) 3	49,538円 (注) 3

(注) 1. 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回
付与対象者の区分及び数	従業員 6名	社外協力者 8名	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 150株	普通株式 160株	普通株式 60株
付与日	平成16年10月1日	平成16年10月1日	平成17年1月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日
権利行使価格	49,538円（注）	49,538円（注）	99,075円（注）

（注）平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回
付与対象者の区分及び数	従業員 5名	従業員 8名	従業員 2名
ストック・オプションの数	普通株式 100株	普通株式 180株	普通株式 190株
付与日	平成17年4月1日	平成18年4月3日	平成18年7月18日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1

(注) 1. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

2. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名
ストック・オプションの数	普通株式 40株	普通株式 50株	普通株式 980株
付与日	平成18年10月16日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	至 平成22年4月16日 自 平成29年3月29日
権利行使価格	99,075円（注）	99,075円（注）	99,075円（注）

（注）平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプションの数	普通株式 390株
付与日	平成19年7月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	99,075円（注）

（注）平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. ストックオプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	30	175	105	90
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	30	175	105	90

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	140	60	80	180
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	140	60	80	180

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	190	40	50	980
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	190	40	50	980

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)	
前連結会計年度末 付与	—
失効・消却	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	390
権利確定	—
権利行使	—
失効・消却	—
未行使残	390

b. 単価情報

(単位：円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利行使価格	4,955	49,538	49,538	49,538
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利行使価格	49,538	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利行使価格	99,075	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	99,075
行使時平均株価	—
公正な評価単価 (付与日)	—

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|------------------------------|-----|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
研究開発費否認額	3,381千円	3,381千円
減損損失	16,430	11,249
繰越欠損金	893,218	866,543
未払事業税	1,193	1,346
資産除去債務	8,278	8,443
その他	3,048	3,479
繰延税金資産小計	925,552	894,445
評価性引当額	△925,552	△894,445
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	4,132千円	3,818千円
その他有価証券評価差額金	81	1,589
繰延税金負債合計	4,213	5,407
差引：繰延税金負債の純額	4,213	5,407

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数として見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高(注)	22,808千円	23,262千円
時の経過による調整額	453	462
期末残高	23,262	23,724

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、創薬基盤技術をベースに「創薬支援事業」及び「創薬事業」を展開しており、この2つの事業を報告セグメントとしております。

「創薬支援事業」では、キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービス等を行っております。「創薬事業」では、キナーゼ阻害薬の研究開発を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね一致しております。

報告セグメントの利益又は損失は、営業損益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	創薬支援事業	創薬事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	567,349	25,200	592,549	—	592,549
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	567,349	25,200	592,549	—	592,549
セグメント利益又は損失(△)	71,869	△465,108	△393,239	—	△393,239
セグメント資産	307,250	41,470	348,720	968,887	1,317,608
その他の項目					
減価償却費	27,731	9,683	37,415	—	37,415
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 3	3,338	7,718	11,057	—	11,057

(注) 1. セグメント資産の調整額968,887千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資産(現金及び預金、有価証券)及び投資有価証券等であります。

2. セグメント利益又は損失の金額は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産を含めておりません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	創薬支援事業	創薬事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	510,829	—	510,829	—	510,829
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	510,829	—	510,829	—	510,829
セグメント利益又は損失(△)	46,841	△504,684	△457,842	—	△457,842
セグメント資産	305,105	52,441	357,546	759,346	1,116,893
その他の項目					
減価償却費	23,503	15,427	38,930	—	38,930
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,222	23,536	38,758	—	38,758

(注) 1. セグメント資産の調整額759,346千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。その主なものは、提出会社の余資運用資産(現金及び預金)及び投資有価証券等であります。

2. セグメント利益又は損失の金額は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	創薬支援事業				創薬事業	合計
	キナーゼ タンパク質	アッセイ開発	プロファイリン グ・スクリーニ ングサービス	その他		
外部顧客への 売上高	297,827	41,866	199,691	27,964	25,200	592,549

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
310,954	154,346	71,891	55,357	592,549

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	創薬支援事業				創薬事業	合計
	キナーゼ タンパク質	アッセイ開発	プロファイリン グ・スクリー ニングサービス	その他		
外部顧客への 売上高	200,532	48,422	198,348	63,525	—	510,829

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
307,889	120,872	66,907	15,159	510,829

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
小野薬品工業株式会社	54,913	創薬支援事業
大鵬薬品工業株式会社	51,226	創薬支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	創薬支援事業	創薬事業	計			
減損損失	—	4,706	4,706	—	—	4,706

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	創薬支援事業	創薬事業	計			
減損損失	—	5,124	5,124	—	—	5,124

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	小野薬品工業株式会社	大阪府 大阪市	17,358 百万円	医療用、一般用医薬品の製造・販売	(被所有) 直接19.35	当社製品・サービスの販売 新規キナーゼのアクセシ開発に係る共同研究開発	当社製品・サービスの販売	25,557	売掛金	16,838

- (注) 1. 上記取引金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 小野薬品工業株式会社は、第三者割当増資引受により、平成24年10月23日に主要株主となったため、取引金額には同日以降の取引金額を記載しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 価格その他の取引条件は、一般的取引条件を参考に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	吉野公一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接3.41	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	203,356	—	—

- (注) 1. 上記取引金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 債務被保証については、当連結会計年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	吉野公一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接2.75	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	134,140	—	—

- (注) 1. 上記取引金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 債務被保証については、当連結会計年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	17,359円64銭	12,098円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,159円97銭	7,328円33銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純損失(千円)	361,651	449,994
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	361,651	449,994
普通株式の期中平均株式数(株)	58,710	61,404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,019,184	880,792
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,019,184	880,792
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	58,710	72,800

(重要な後発事象)

新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成25年2月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、発行する新株予約権の募集事項を決定し、平成25年3月15日を割当日として、本新株予約権を引き受ける者の募集をすることについて決議しました。

本新株予約権に関する詳細は、第4 提出会社の状況 1 株式の状況 (9) スtock・オプション制度の内容に記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	69,216	36,666	1.56	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	134,140	97,474	1.56	平成26年～平成31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	203,356	134,140	1.56	—

(注) 1. 「平均利率」については、期中借入金の増減すべてに対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,416	19,416	19,416	19,416	19,810

【資産除去債務明細表】

資産除去債務明細表に記載すべき事項について、連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載しているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	127,346	256,591	370,820	510,829
税金等調整前 四半期(当期) 純損失金額 (△) (千円)	△116,468	△223,595	△352,981	△447,964
四半期(当期) 純損失金額 (△) (千円)	△116,976	△224,610	△354,504	△449,994
1株当たり 四半期(当期) 純損失金額 (△) (円)	△1,992.44	△3,825.77	△6,038.23	△7,328.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純損失金額 (△) (円)	△1,992.44	△1,833.33	△2,212.46	△1,375.33

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 627,378	※1 606,528
売掛金	※2 93,185	※2 100,564
有価証券	200,000	—
商品及び製品	92,289	97,537
仕掛品	1,845	3,221
原材料及び貯蔵品	9,882	13,404
前渡金	—	1,592
前払費用	29,768	31,136
その他	12,204	23,513
貸倒引当金	△28	—
流動資産合計	1,066,526	877,499
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	144,243	144,263
減価償却累計額	※3 △120,326	※3 △124,067
建物附属設備 (純額)	23,916	20,196
機械及び装置	18,712	10,247
減価償却累計額	※3 △18,380	※3 △10,117
機械及び装置 (純額)	331	130
工具、器具及び備品	427,016	452,919
減価償却累計額	※3 △396,695	※3 △419,650
工具、器具及び備品 (純額)	30,321	33,268
有形固定資産合計	54,569	53,595
無形固定資産		
商標権	300	205
ソフトウェア	13,118	8,847
電話加入権	131	131
無形固定資産合計	13,550	9,184
投資その他の資産		
投資有価証券	102,710	121,070
関係会社株式	97,285	40,288
長期前払費用	9,223	5,792
差入保証金	13,653	13,653
投資その他の資産合計	222,872	180,805
固定資産合計	290,992	243,585
資産合計	1,357,518	1,121,084

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,223	825
1年内返済予定の長期借入金	※1 69,216	※1 36,666
未払金	25,635	33,142
未払費用	857	240
未払法人税等	5,282	5,892
前受金	—	2,263
預り金	23,624	25,538
その他	3,418	1,859
流動負債合計	135,257	106,428
固定負債		
長期借入金	※1 134,140	97,474
繰延税金負債	4,213	5,407
資産除去債務	23,262	23,724
固定負債合計	161,615	126,606
負債合計	296,873	233,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,632	2,270,759
資本剰余金		
資本準備金	673,100	818,213
資本剰余金合計	673,100	818,213
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,724,406	△2,203,800
利益剰余金合計	△1,724,406	△2,203,800
株主資本合計	1,074,325	885,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△13,680	2,877
評価・換算差額等合計	△13,680	2,877
純資産合計	1,060,645	888,049
負債純資産合計	1,357,518	1,121,084

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上高		
製品売上高	522,621	416,592
商品売上高	16,219	47,578
売上高合計	538,840	464,170
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	102,195	92,289
当期製品製造原価	182,151	174,483
合計	284,347	266,772
他勘定振替高	9,210	4,456
製品期末たな卸高	92,289	97,537
製品売上原価	182,847	164,777
商品売上原価		
商品期首たな卸高	—	—
当期商品仕入高	11,792	34,568
合計	11,792	34,568
商品期末たな卸高	—	—
商品売上原価	11,792	34,568
売上原価合計	※1 194,639	※1 199,345
売上総利益	344,201	264,824
販売費及び一般管理費	※2, ※3 729,233	※2, ※3 694,970
営業損失(△)	△385,031	△430,145
営業外収益		
受取利息	396	374
有価証券利息	231	77
補助金収入	57,354	19,000
為替差益	—	4,971
その他	2,480	893
営業外収益合計	60,463	25,316
営業外費用		
支払利息	3,363	2,698
株式交付費	—	6,717
為替差損	3,582	—
その他	560	813
営業外費用合計	7,506	10,230
経常損失(△)	△332,075	△415,058

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
特別損失		
減損損失	※4 4,706	※4 5,124
関係会社株式評価損	—	56,996
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	10,243	—
その他	—	184
特別損失合計	14,949	62,304
税引前当期純損失(△)	△347,025	△477,363
法人税、住民税及び事業税	2,344	2,344
法人税等調整額	4,132	△314
法人税等合計	6,476	2,029
当期純損失(△)	△353,501	△479,393

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		27,868	15.8	25,014	14.2
II 労務費		72,789	41.4	72,974	41.5
III 経費	※2	75,291	42.8	77,902	44.3
当期総製造費用		175,949	100.0	175,891	100.0
期首仕掛品たな卸高		8,247		1,845	
合計		184,197		177,737	
期末仕掛品たな卸高		1,845		3,221	
他勘定振替高	※3	200		32	
当期製品製造原価		182,151		174,483	

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1 原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1 原価計算の方法 同左
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 23,099千円 消耗品費 16,034 減価償却費 19,325	※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 25,141千円 消耗品費 19,986 減価償却費 13,976
※3 他勘定振替高の主なものは広告宣伝費への振替であります。	※3 同左

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,125,632	2,125,632
当期変動額		
新株の発行	—	145,127
当期変動額合計	—	145,127
当期末残高	2,125,632	2,270,759
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	673,100	673,100
当期変動額		
新株の発行	—	145,112
当期変動額合計	—	145,112
当期末残高	673,100	818,213
資本剰余金合計		
当期首残高	673,100	673,100
当期変動額		
新株の発行	—	145,112
当期変動額合計	—	145,112
当期末残高	673,100	818,213
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△1,370,905	△1,724,406
当期変動額		
当期純損失(△)	△353,501	△479,393
当期変動額合計	△353,501	△479,393
当期末残高	△1,724,406	△2,203,800
利益剰余金合計		
当期首残高	△1,370,905	△1,724,406
当期変動額		
当期純損失(△)	△353,501	△479,393
当期変動額合計	△353,501	△479,393
当期末残高	△1,724,406	△2,203,800
株主資本合計		
当期首残高	1,427,826	1,074,325
当期変動額		
新株の発行	—	290,239
当期純損失(△)	△353,501	△479,393
当期変動額合計	△353,501	△189,153
当期末残高	1,074,325	885,171

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△30,277	△13,680
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,597	16,557
当期変動額合計	16,597	16,557
当期末残高	△13,680	2,877
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△30,277	△13,680
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,597	16,557
当期変動額合計	16,597	16,557
当期末残高	△13,680	2,877
純資産合計		
当期首残高	1,397,549	1,060,645
当期変動額		
新株の発行	—	290,239
当期純損失（△）	△353,501	△479,393
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,597	16,557
当期変動額合計	△336,903	△172,596
当期末残高	1,060,645	888,049

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) 製品及び仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) 原材料

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3) 貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～38年

機械及び装置 2～11年

工具、器具及び備品 2～15年

2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)で償却しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
定期預金	70,000千円	43,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49,800千円	17,250千円
長期借入金	17,250	—
計	67,050	17,250

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
売掛金	37,402千円	34,191千円

※3 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上原価	7,346千円	13,239千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3.8%、当事業年度3.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96.2%、当事業年度96.7%であります。

販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
研究開発費	358,170千円	376,892千円
役員報酬	65,000	62,000
支払手数料	71,498	63,344
給料手当	110,820	91,136
減価償却費	5,074	3,464

※3 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	358,170千円	376,892千円

※4 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品

当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。

創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額4,706千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物附属設備601千円、機械及び装置1千円、工具、器具及び備品4,104千円であります。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具、器具及び備品 ソフトウェア

当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。

創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額5,124千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、工具、器具及び備品4,085千円、ソフトウェア1,038千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
子会社株式	97,285千円	40,288千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
研究開発費否認額	3,381千円	3,381千円
減損損失	16,430	11,249
繰越欠損金	887,600	853,737
未払事業税	1,193	1,346
資産除去債務	8,278	8,443
関係会社株式	—	20,285
その他	743	705
繰延税金資産小計	917,629	899,150
評価性引当額	△917,629	△899,150
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	4,132千円	3,818千円
その他有価証券評価差額金	81	1,589
繰延税金負債合計	4,213	5,407
差引：繰延税金負債の純額	4,213	5,407

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数として見積り、割引率は国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高(注)	22,808千円	23,262千円
時の経過による調整額	453	462
期末残高	23,262	23,724

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	18,065円84銭	12,198円48銭
1株当たり当期純損失金額	6,021円14銭	7,807円11銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純損失(千円)	353,501	479,393
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	353,501	479,393
普通株式の期中平均株式数(株)	58,710	61,404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,060,645	888,049
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,060,645	888,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	58,710	72,800

(重要な後発事象)

連結財務諸表の重要な後発事象に記載のとおりであります。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他 有価証券	クリスタルゲノミクス社	187,590
計		187,590	109,722

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券) 東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド	10,709,709口
		小計	—
計		—	11,348

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	144,243	120	100	144,263	124,067	3,840	20,196
機械及び装置	18,712	—	8,465	10,247	10,117	53	130
工具、器具及び備品	427,016	34,947	9,045	452,919	419,650	31,964 (4,085)	33,268
有形固定資産計	589,973	35,067	17,610	607,430	553,834	35,858 (4,085)	53,595
無形固定資産							
商標権	950	—	—	950	744	95	205
ソフトウェア	35,706	3,690	—	39,397	30,549	7,961 (1,038)	8,847
電話加入権	131	—	—	131	—	—	131
無形固定資産計	36,787	3,690	—	40,478	31,293	8,056 (1,038)	9,184
長期前払費用	9,223	—	—	9,223	3,430	3,430	5,792

(注) 1. 「当期償却額」のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。また、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	RPPA事業用解析装置等	20,090千円
	生体分子相互作用解析装置	6,450千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	28	—	—	28	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	266
預金	
普通預金	463,262
定期預金	143,000
預金計	606,262
合計	606,528

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
CarnaBio USA, Inc.	34,191
小野薬品工業株式会社	16,838
アステラス製薬株式会社	8,159
エーザイ株式会社	6,006
和光純薬工業株式会社	4,583
その他	30,785
計	100,564

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
93,185	479,928	472,549	100,564	82.5	73.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品及び製品

区分	金額(千円)
製品	
キナーゼタンパク質	97,537
計	97,537

d 仕掛品

区分	金額(千円)
キナーゼタンパク質	2,689
アッセイ開発	511
その他	21
計	3,221

e 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
試薬	6,299
貯蔵品	
実験用消耗品	7,104
計	13,404

② 負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
和研薬株式会社	647
株式会社ペプチド研究所	178
計	825

b 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社池田泉州銀行	19,416
株式会社山陰合同銀行	17,250
計	36,666

c 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社池田泉州銀行	97,474
計	97,474

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.carnabio.com/japanese/ir/notification.html
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株式の発行 平成24年10月4日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年3月26日近畿財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年3月26日近畿財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年5月14日近畿財務局長に提出。

第10期第2四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月14日近畿財務局長に提出。

第10期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月12日近畿財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第9期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成24年1月20日近畿財務局長に提出。

第9期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成24年1月20日近畿財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成24年3月27日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書 平成24年10月23日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対する有償新株予約権の募集）の規定に基づく臨時報告書 平成25年2月22日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対する有償新株予約権の募集）の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書 平成25年3月15日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月26日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関する事項が記載されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 3月26日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 ④

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年3月27日

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 公一郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、平成24年12月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続きの概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果をふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社1社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続きを実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、連結売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わり金額的重要性の高い勘定科目としての売上高、売掛金、仕入高、買掛金、未払金、棚卸資産、売上原価及び研究開発費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、個別に追加すべき評価範囲の対象として、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務等に係る業務プロセスについても検討対象にいたしました。業務プロセスの評価については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を自己評価並びに内部監査による独立の評価をすることによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長吉野公一郎は、平成24年12月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年3月27日

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 公一郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、当社の第10期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。